



ともに、物納の制度を擴張することといたしました。すなわち延納につきましては、現行法は、その稅額が千圓以上である場合に、一律に七年間の年賦延納を認め、相續財產中不動産の價額が二分の一以上を占めている場合にはさらに十年まで延納期間の延長を認めているのであります。これ改めまして、相續稅額が一萬圓以上の場合は限り、五年間の延納を認めることとして、かつ延納を認める範圍は、金錢で一時に納付することを困難とする金額を限度といましたのであります。また物納につきましては、現行法は不動産の價額が相續財產額の二分の一以上を占め、かつ稅額が千圓以上である限り、これを認めていたのであります。これが改め、その制限を撤廃し、金錢で納付することが困難である稅額については、廣く相續財產による物納を認めることとしたのであります。

その一は、贈與財產に対する課稅を擴張いたしたことであります。すなわち現行法におきましては、贈與財產に對する課稅は、親族に對して贈與した場合及び本家の戸主又は家族から分家の戸主または家族に贈與した場合に限り、遺産相續が開始したものとみなして、相續稅を課稅してまいつたのであります。今回これを改正し相手方が親族であると他人であるとを問わずまた個人であるとを問わず、すべての贈與に對して贈與稅を課稅するとともに、納稅義務者を受贈者から贈與者に

いたしました。すなわち延納につきましては、現行法は、その稅額が千圓以上である場合に、一律に七年間の年賦延納を認め、相續財產中不動産の價額が二分の一以上を占めている場合にはさらに十年まで延納期間の延長を認めているのであります。これ改めまして、相續稅額が一萬圓以上の場合は限り、五年間の延納を認めることとして、かつ延納を認める範圍は、金錢で一時に納付することを困難とする稅額を限度といましたのであります。また物納につきましては、現行法は不動産の價額が相續財產額の二分の一以上を占め、かつ稅額が千圓以上である限り、これを認めていたのであります。これが改め、その制限を撤廃し、金錢で納付することが困難である稅額については、廣く相續財產による物納を認めることとしたのであります。

その二は、非課稅財產の範圍につきましては、後に述べる申告納稅制度の採用等とも關聯して、暦年課稅といたしたことであります。

その三は、贈與稅が、相續稅の補完税たる點に鑑み、その課稅標準を一回

ごとの贈與財產の價額とせず、贈與者

の一生を通じての贈與財產の累積額とし、これに對し五萬圓の基礎控除を行

い、残額について相續稅の第三種稅率

と同一の超過累進稅率を適用し、これ

により算出した金額から前年分までの

贈與財產の合計額に對する贈與稅相當

額を控除して、その稅額を算出するこ

とといたしたのであります。

次に、相續稅及び贈與稅を通じて財

產の評價に關する規定を整備すると

もに兩稅を通じて申告納稅制度を採用

することとし、現在及び將來における

諸情勢の推移に即應して、自主的な納

稅制度を導入することとしたのであります。

以上のか、この際所要の改正を行

うことといたしたのであります。こ

れにより相續稅收入見込額は、贈與稅

を併せ、初年度約一億六千五百萬圓

平年度約三億二千三百萬圓となる見込

みであります。何とぞ速やかに御審議

を切望してやまぬ次第であります。

○金光委員長 この際政府より相續稅

法を改正する法律案その他の正誤につ

いて説明を求める所のものであります。

これを許します。前尾政府委員、

○前尾政府委員 はなはだ申し譯ない

意でござります。

税たる機能を十分果さることといた

しましたのであります。

概ね相續稅と同様の改正を行ふとともに

後述する申告納稅制度の採用等

とも關聯して、暦年課稅といたしたこ

とであります。

その三は、贈與稅が、相續稅の補完

税たる點に鑑み、その課稅標準を一回

ごとの贈與財產の價額とせず、贈與者

の一生を通じての贈與財產の累積額とし、これに對し五萬圓の基礎控除を行

い、残額について相續稅の第三種稅率

と同一の超過累進稅率を適用し、これ

により算出した金額から前年分までの

贈與財產の合計額に對する贈與稅相當

額を控除して、その稅額を算出するこ

とといたしたのであります。

次に、相續稅及び贈與稅を通じて財

產の評價に關する規定を整備すると

もに兩稅を通じて申告納稅制度を採用

することとし、現在及び將來における

諸情勢の推移に即應して、自主的な納

稅制度を導入することとしたのであります。

以上のか、この際所要の改正を行

うことといたしたのであります。こ

れにより相續稅收入見込額は、贈與稅

を併せ、初年度約一億六千五百萬圓

平年度約三億二千三百萬圓となる見込

みであります。何とぞ速やかに御審議

を切望してやまぬ次第であります。

○前尾政府委員 はなはだ申し譯ない

意でござります。

○金光委員長 この際政府より相續稅

法を改正する法律案その他の正誤につ

いて説明を求める所のものであります。

これを許します。前尾政府委員、

○前尾政府委員 はなはだ申し譯ない

意でござります。

</div

その他につきましては、ほとんどす

べて誤植あるいは當用漢字の間違いと

いうようなことでございます。はなは

いと存じます。

○金光委員長 質疑に入ります。川島

金次君。

○川島委員 最初に、昨晩のラジオ放

送によりますと、大藏省では七百圓の

わくを五月一日から撤廃して俸給資金

の新圓拂いを実施する、同時に一方第

一封鎖の預金引出しの制限をもこれと

見合つて実施するというよう闇議で

決定を見たというような報道がありま

したが、もしそれが事實であります

ならば、その内容を一つお聽かせを願

いたいと思います。

○前尾政府委員 私はその係でござい

ませんので、何らそれについて聽いて

おりません。それでその係の者を呼び

まして御説明させます。

○川島委員 ではその問題はいずれ擔

當の當局からお答えを願いたいと思

います。

○前尾政府委員 私はその係でござい

ませんので、何らそれについて聽いて

おりません。それでその係の者を呼び

まして御説明させます。

二百三十一圓ということになつております。これは國稅でございます。地方

税につきましては一應私の方で計算は

いたしておりますが、あるいは不正確

であると思ひますので、内務省の方に

御説明願いたいと思います。總額につ

いては何ですが、國稅地方稅の通り抜

けの勘定がありますので、後ほど計算

じてお答えいたします。

○川島委員 二十二年度の益金を加え

た税負擔額が一人當り千二百三十一圓

となりますと、私の記憶によりますと

昨年度の税負擔額は一般地方稅を加え

まして三百三十圓と記憶いたしておつ

たのです。これに間違いないといたし

ますと、國稅だけでも四倍、地方稅を

加えると昨年度の四倍以上になるとい

う形になるのではないかと思うのです

が、私の記憶に誤りがないであります

ようか。それをお聽かせ願いたい。

○前尾政府委員 財産税の延納につき

ましては、一年となつております。どうし

てもやむを得ない場合に二年といふこ

とに相なつております。その期間の延

長ということについては、絶対に私は

いついたします。

○前尾政府委員 税負担額は三百九十三圓、大體四百圓

程度でございます。ちよつと三倍に本

年は相なるということになります。

○川島委員 この一人當りの千二百三

十一圓のうちに、國民として何人も納

めなければならぬ負擔額と、また國民

の中でもそれの事情によつて特殊の

条件で納めなければならぬ税とおのず

からあるのであります。その特別な

條件によつて納める税額を差引いた、

なつておるが、さらにそれを四箇年に

延長するかもしれない、こういうことを

言つておるということを納稅者が信じ

ております。その事柄が非常に宣傳さ

れまして、納稅者の納稅氣構えと申し

ますか、その心構えに非常にゆるみを

生じておることは事實であります。そ

のでそういうことがないといったま

まば、この際お示しを願いたい。

○前尾政府委員 少し計算すれば出る

必要があると私は思うのであります。

この際御注意までに申し上げておきた

いと想ひます。

○川島委員 後ほどそれを計算して、

参考のためにお示しを願いたいと思

う。

○川島委員 二十二年度の益金を加え

た税負担額が一人當り千二百三十一圓

となりますと、私の記憶によりますと

昨年度の税負担額は一般地方稅を加え

まして三百三十圓と記憶いたしておつ

たのです。これに間違いないといたし

ますと、國稅だけでも四倍、地方稅を

加えると昨年度の四倍以上になるとい

う形になるのではないかと思うのです

が、私の記憶に誤りがないであります

ようか。それをお聽かせ願いたい。

○前尾政府委員 二十二年度におきま

しては、これは煙草の專賣益金を含め

ておりますが、その總額が九百二十四

億でございます。その一戸當りは千

二百七十七圓、それから一人當りは千

二百三十一圓といふことになつております。

○前尾政府委員 二十二年度におきま

しては、これは煙草の專賣益金を含め

ておりますが、その總額が九百二十四

億でございます。その一戸當りは千

二百三十一圓といふことになつております。

○前尾政府委員 二十二年度におきま

しては、これは煙草の專賣益金を含め

おりますが、その總額が九百二十四

億でございます。その一



段階には到達しておらないのです。でありまするが、大體の見當といたしましては、昨年における産業資金放出の実績というものは、月三十億であります。それから來年度これをどういたしますかということにつきましては、大體五十億というふうに考えておるのであります。毎月五十億、年に六百億であります。それから貯蓄の問題に關連いたしますが、五十億を産業資金にもつていく。それから特別會計や地方において公債を發行するのです。一般會計は赤字はないのであります。特別會計や地方で公債を發行する。この消化財源として二十億圓は、ほんとうに健全財政といふ建前から必要です。それから復興金融金庫等に、相當の資金力をつけてやるという必要があります。これを考えますると、毎月十億の復興債券を、銀行に引受けてもらわなければならぬ。それから毎月平均いたしまして二十億の封鎖預金の現金拂いの財源が必要であります。それだけの資金を確保しなければいかぬ。そういたしますと、合計いたしまして、百億の新規自由預金といふものを必要とするわけであります。必要な方面から見ますとただいまの通り百億であります。これが實際いくら集まるかという問題であります。ただいま川島さんからのお話では、今年非常に下つたと言われますが、ですが、一月には七十億、二月は八十万億であります。一月の七十億は二月の百億に比べますと、相當減つておりますが、これは一月の十日ごろから、どういう關係か新規再封鎖、平價切下げと

から引出しが多かつた。その關係で非常に異例なことになつた。二月はちよつと調子をとりもどしまして、八十億になつておる。これが大體來年度下ぶれになるというのが普通であります。銀行券は一切増發しない。さようなことに相なるわけであります。それからさような状況で、産業資金全體といふた國家財政の赤字も晦いまして、日本上に、さらに復興金融の十億圓を加えますれば、六十億ということになるわけであります。さばに産業資金全體としましては相當考えておる。五十億のうに、さらに復興金融の十億圓を加えますれば、六十億ということになるわうに考へるかということにつきましては、これは復興金融の方でも十分氣をして、その中で中小工業にどういうふうに考へるかということにつきましては、これから相談部みたいなものを設けましておるのであります。復興金融には中小工業部というものをおきまして、特に専門にそういう方面を扱う。

二月は八十億になつたということになります。ところが私の聞くところによりますと、地方銀行で昨年十一月以来大分預金の勧誘をやつておる。その勧誘のしかたが、明日下げるよろしい。二、三日預けてくれといふようなことが、非常に全面的に行われたが、そこに私は不審な點がある。そういう全国の預金、金融機關に集まつた計數を、日銀あるいは政府當局が清算されるのではないか。そうすると、はたしてこの表われてきておる計數というものが、預金の實際上の純増加の數字であるかということに、非常な疑いをもちたくなるのであります。私どもが、預金の實際上の純増加の數字であるかということに、非常な疑いをもちたくなるのであります。私どもの知る範圍では、相當有力な銀行がとにかく各戸ごとに訪問しまして、ちょつとひとつ十萬圓ばかり預けてくれ。そこで預ける。そして明日下げるよろしいというので、三日目には下げる上に上つてくるということになれば、政府の資金計畫に重大な狂いが生ずる。同時にそれは一般の産業資金の上にも、大きな狂いが生じることは私は非常に軽視できない問題だと思う。そういう事柄について、當局の方は全部承知の上で、こういう計算を立てておるのか。これをひとつお聽かせ願いたい。

○前尾政府委員 先ほど基礎控除の問題について、御質問があつたのであります。基礎控除につきましては、既に繰返し申し上げておりますように、われわれは最低生活費といふ點は、もちろん考慮には入れておりますが、最低生活費はみな控除するのだというふうには考えておりません。むしろ廣く負擔分と申しますか、その所得の分に應じて、まず國に對する費用を負擔する。これによつて國に對する財政の認識あるいは國の義務に對する認識と責任を果していくという必要から、なるべく廣い範囲から納めていただく、といふうに考へておるのでござります。今回額二十圓といふのでまいりますと、千圓の所得の人でありますれば、扶養家族のない獨身者におきまして、月額八十圓の税金であり、扶養家族が一人あれば六十圓、一人あれば四十圓扶養家族四人あれば全然税の負擔がないといふような關係にあるわけでございまします。すなわち普通の五人家族の家では一千圓では課税にならない。また獨身者といえども千圓につきまして月額八十圓、税金引きまして九百二十圓はいふということになるのでござります。最低生活費には缺くといたしましても、まず天引きされて、それだけは國に對する奉仕をするのだという觀念で考へていただくなれば、絶対に負擔しきれないという税金ではございません。まことにありますから、御安心を願います。

勤労所得のみ二割の控除も、また千圓の基礎控除にするというよなことになりますと、また勤労所得と、他の事業所得につきましても少額所得の人につきましては、あまり違わないわけでございます。もしその勤労所得につきまして月額千圓ということに相なりまして、それが事業所得との關係をいまして、それが事業所得との關係を考えますと、あるいは事業所得には八百圓ということになりますと、現在の稅收の三分の一ぐらいは減少します。もういうようなことも相なるのでござります。現状といいたしましては、應分の負擔は、少ぐともこの程度にしていただかなくちゃならぬ。そういうふうな負擔の關係からまいりますと、ただいま申し上げましたように、勤労所得については二割の控除をし、しかも月額四百圓の基礎控除をするということに相なりますと、その負担はわれわれはますだく適正なものだというふうに確信をいたしております次第でござります。その點御諒承願いたいと思ひます。

なるのじやないかと思うのです。そこで私どもは先般も大藏大臣と質疑を續けたのでありますて、今の安本の方面から出しておるところの生計標準費、一般的勤労階級の平均所得額といふものは、かなり待遇が改善されても、なうことは、論議の餘地はない。しかもおかつ今年一月現在の調査によつても一千四百圓であると私は記憶しておる。そういう薄給の生活をしております。

平均率からいえばかのような状態でありますとこの勤労者に對して、なるほど從來よりは率は上げたけれども、他面においてはまだ大きな負擔をしよいこまさるを得ないような形になつておるということ、もう一つは主税局長も御承知の通り昨年の六、七月ころ日本の労働者は國家の産業その他に直接、直接携つてきておつた。そこでインフレの高進に伴いまして、労働争議が各所に起り、あるいは賃金闘争が起つた。なるほど昨年の六、七月頃に比べますと、今年の一月は千四百圓になつたのだから、大體月額にすれば倍の收入になつた。しかしながら一方、去年の十月には公定價格が改正されておる。その公定價格の改正の率を見ますると、全面的に總合すると二・七倍上

大體去年の六、七月に比べますと、昨

年の年末から今年にかけて四倍に、少

く見積つても上つております。そ

うことになりますと、一面において勤

労俸給生活者の平均收入が二倍になりましても、その二倍になつた途端に、物價ですらも二・七倍――まあ三倍で

す。いわんやみが生活の半分を占め

ておるといつたしますれば、これまた四

倍の率で上つたものが、生計の支出に

なつてくるという形になる。従つてこ

れをさらに數字的に計算いたしますと

一方において勤労大衆は、二倍近くに俸

給は上つたが、實際の生活の支出面に

おいては、むしろ三割、あるいは四割

近くの減俸になつておるという形にな

る。そこで政府は今度所得稅の中の勤

勞所得者に對して、特段の處置をとつ

て、基礎控除を取扱われるようになつ

たのであります。が、それでは追つかな

い。いろ／＼総合して計算いたします

と、むしろ從來の免稅點五百圓、基礎

控除、すなわち先だつて改正せられま

した一人二十圓、こういうふうになつ

ても、今日の法案を實施いたしますと

むしろ今度は税が高くなつた、そ

う形になります。實生活において支出

が多くなつて、さらにまた稅率の改正

によつて、實體から言ふと、改正をい

たしましても負擔は多くなる。生活の

形になります。實生活において支出

が多くなつて、さらにまた稅率の改正

によつて、實體から言ふと、改正をい

たしましても負擔は多くなる。生活の

形になります。實生活において支出

が多くなつて、さらにまた稅率の改正

によつて、實體から言ふと、改正をい

たしましても負擔は多くなる。生活の

形になります。實生活において支出

が多くなつて、さらにまた稅率の改正

によつて、實體から言ふと、改正をい

たしましても負担は多くなる。生活の

います。映画等に使いますファイル等があまりに高い課税であるということは、結局また大衆の觀覽する映画である——まあ入場税は引上げておるのであります。その裏に全體の氣持といふたしましては、なるべく大衆に關係のあるものは引下げていいたいというようつもりで、このフィルムを中心とした消耗的なものを引下げておるのであります。その他の、蓄音機用レコードとかなんとかつきましても、家庭的娛樂ということを中心にして考えておる次第でございます。

なおこの際申し上げたいのは、大衆的課税ということは、われくはできるならば避けたいのでございますが、現在の實狀から申しますと、すべてが大衆の負擔においてやらなくちやならぬというよりも、ほとんど全部が、日本全體が非常に貧困な生活に陥りこまれておるのであります。それに代る、大衆でない大財産家があるといふことでありますと、それによつてある程度課税によつて賄い得るのでございますが、最近の財產税その他の課税後の状況から考えますと、今のところいい財源がないというので、結局大衆で、皆で負担いかなければならぬのだといふことに相なるわけでござります。その點は十分御諒承願いたいと思います。

○川島委員 時間がないから手取早く申し上げますが、この化粧品を百分の百から百分の八十に下げるといふことは、私は別に異議はないのです。同時にそういう措置がとられるときには、非常に實用的な、産業の上にもあるいは漁業用、あるいはまた一般の報道、印刷、學術というような方面に

買替えなければならないというようなものだけを引下げたわけでございます。御趣旨の點は十分了承いたします。

○柏村政府委員 先ほどお尋ねの點につきまして地方税關係のお答えをいたしました。二十二年度の地方税收入の見込額は二百六十七億二千八百萬圓でございまして、この國民の一人當りは三百五十六圓ということになります。しかしながらこの中には所得税、法人税

入場税の一定の割合をもつていていたします。配付税、今度の改正によりまして分與税になりますが、この配付税の百

十億二千二百萬圓というのが含まれております。この分は先ほど大藏省から

説明のありました分に含まれておりますので、これを差引きますと、總額が百五十七億二千六百萬圓ということになります。その一人當り額は二百九

圓というふうに相なります。

○金光委員長 午後一時半まで休憩いたします。

午後零時十三分休憩

○前尾政府委員 財産收支の均衡をはかりますのは、既に御承認を経ており

ますところの歳出一千百億以上に上ります財政支出に對しましても、それを赤字公債ではなくし、租税なり專賣收

入なりその他の收入によつて賄うのを目的としたとしておるわけでございま

す。それはもちろん將來のインフレ防止といふことが一つの大きなねらいになつておる次第でございます。ただいま仰せのように、最近まで物價は相當

上昇してきているということにつきましては、日銀の物價指數その他から考

えました認めざるを得ないところでござります。また最近の官廳給與の引

上げ、その他に照しましても、最近において相當物價あるいは賃金が引上げられております。ただその上昇をここで抑えると

いうのが現在われくとしてあらゆる手段をとつて、それに對應して、これ

止めようとなさるが、物價はどんどん

上がつていいこうとする。過去一箇年間に對していろいろな手を打つてそれを承つたところから言いましても約四倍

おけるこの面から見ましても午前中に開かれ行わられるならさらに今年の四倍にならなくちやならないといった理

由にこれが行わられるなら、年はあります加速度といふものがこれに加わるなら、年はあるいは

六倍になる。どういつたことになるな  
ら、この税制の改革ということは、法  
律的な意義を失うのではないかと考え  
まするが、その點いかがなお考えでござ  
いましようか。

まして、そういう手を打たなかつたから  
という御質問でございます。もちろん  
昨年におきましても收支の均衡を得る  
ということにおいては第一の主眼點を  
おいてまいつたのでございますが、し  
かしそれは御承知のように財産税の大  
きな收入をあてにいたしまして、それ  
によつて辛うじてバランスをとつてお  
つたのでございます。その財産税の徵  
收は、既に年度末最近におきまして徵  
收いたしておるような次第でございま  
す。しかるに支出の方面は、既によほ  
ど放出してまいつております。この際  
財産税を徵收するというようなことが  
相當効果的に初めて現われてまいる次  
第でございます。もちろんほかの面、  
すなわち先ほど申し上げましたように  
通貨の面、あるいは物の面におきま  
ても、相當努力はいたしてまいつたの  
でありますするが、物の生産の面におき  
まして、思うほどの効果を得られなか  
つたというようなことが、非常に大き  
な原因になつておると、われ／＼ども  
は考へておるのでございますが、先  
ほど申し上げましたように、單にバラ  
ンスを合わすそのことだけではインフ  
レーションを防止するわけにはまい  
ません。ただ、まず第一條件として收  
支の均衡を得さしておかなければ、イン  
フレーション防止の第一條件が備わ  
らないというふうに考へておる次第で  
ござります。

○前尾政府委員 收支の均衡は静的の状態であり、物價の騰勢は動的の状態でもあります。しかし、收支の均衡と言いますのは、もちろん一年のバランスを一應考えております。しかしこの物價の騰勢その他と歩調を合わせて、その時々においてバランスをとるといふことが、最も望ましいのでござります。もちろん一年間を通じて收支の均衡を得るというのみでは足りないのでござります。今回の根本的税制改正におきまして、わたくしが苦心いたしまして、豫算課税制度をとり、その時々に、源泉課税と同様にその時のバランスをとつていく。常にある短い期間で、均

いのですが、もとより收支の均衡をはかるということは必要であります。私が疑問に思うことは、收支の均衡をはかるというのは静的状態、物價の上昇率の動的状態であります。従つてこの静的状態をもつて動的状態といふものを作はなくて抑え得るかどうかということであります。私は抑え得ないだろうと思うのです。従つてこの税制改革に關するところのものが、來年もまた根本的に變りはしないかといふことがあります。それでもう一遍お認めねしたいのですが、物價が上る、つまり今日の經濟状態は惡性インフレーションへの途をたどつておる。そういうことをはつきりお認めになりますか、どうでござりますか。そうしてもしそうちであるとするなら、どこの邊にいつたらこういう手によつて食い止められるだろう、止まるだろうというようなお考えがあるだろうか。それがあることによつて、この税制改革の意義といふものがおのずから備わつてくる。私はかよう考えます。

○石崎委員 この問題はもとよりあなたのおつしやる通り、租税の面からだけ解決することは私はむずかしいと思います、従つて他のいろいろな施策といふものが必要であることは、議論の餘地がないと思います。これを前置きいたしまして、この税制改革に關するところの問題をいろいろと考へてみます。

そこで私がもう一言、つけたりとしてお尋ねしておきたいことは、この税制の民主化をばかるという言葉がありますが、税制の民主化という言葉がぴつたりかないのです。具體的に言いま

衡状態を保たせるということにつきましては、先ほど申し上げましたように、財産税等によりますものは、時期的に非常な均衡状態をはずしておつたということが言い得るのではないかと思うのでございます。また先ほど申し上げたことを繰返すことに相なるのでございまして、租税の面のみでインフレーションを防止するというわけにはまいりません。今まで相當物價が、上昇してまいつたことにつきましては、われわれも認めておるのでございまするが、これは単に租税の面のみの問題ではなくて、先ほど申し上げましたように、あらゆる面において施策が遅れたと申しますか、足りなかつたと申しますか、そういうような結果でございます。従いまして先ほど申し上げましたように、第一條件としてその時々の收支の均衡をはかる。それとともにあらゆる他の施策を総合いたしまして、それによつて物價の上昇はある程度抑え得るのだといふうに確信いたしてお

税制の民主化であると考えております。また、従来の所得税調査委員会といたものが、かなり弊害のある制度でございまして、これも最初できました當時は、納税者の選舉によるものでございますので、やはり租税の民主化というような趣旨からできたものであつたのに相違ないのでございますが、単に納税者だけの選出いたしました委員であり、また何ら報酬も受けることのない委員でありますので、いきおい減税委員になるというような弊害を生じたのでございます。従いまして、われわれはその弊を除くために、もつとはじき出されるということが、一つの

○前尾政府委員　われ／＼がただいま  
考えておりまぜ税制の民主化といふことは、その一つは負担を廣く國民全體  
に分擔していただき。それによりまして國の財政といふものに對する認識、  
あるいは國に對する責任という觀念を、廣く自覺をもつていただき。これが  
が一つの税制の民主化だと考えるのでござります。次に一つの面は今回とり  
ました申告納稅制度でござります。これは要するに國民の自主的納稅、みず  
から税に對して税金を計算し、またそ  
の税金を自分で納めていただき。從來  
のように税務署から通知がきて初め  
て。これはどうしても納めなくちやんと  
らぬものだというだけで納めていただき  
のではなくしに、自分で計算していく  
だきますと、税の何たるか、何故にこ  
ういう計算をするかということについて  
て、十分な自覺をもつていただきとと  
くのではなくしに、自分で計算していく  
もに、實際自分の良心によつて税金が

こまれるということになりますけれども、まだだということになれば、來年できるのか、再来年できるのか、その次にできるのか、「向にわからない。従つてこの産業資金が走ぎこまれて、産業が刺激されて起つてくる。つまりよくなる。とられる状態になれば、そこで財政の收支のバランスはつくと私は思うが、今日ではなかなかそれができておらぬ。まだだということに私の疑問がありますが、それはいつもごろ實現されてどういうふうにずるのですか。それがわからぬことには、それまではまた再び税率が改正されなくてはならぬ運命になつてくる

いわゆる民衆によつて監視していただ  
くといふような氣持からいたしまし  
て、第三者の通報制度を採用いたした  
わけでございます。またそれとともに  
に、第三者の通報制度をもつと具體化  
いたしますか組織化いたしますが、  
何らかの形において税務協力委員會と  
いうようなものを擴充強化いたしまし  
て、それによつて税務署なり、あるいは  
は一般の納稅者に對しまして、民衆に  
よる監視、廣い各層からなる民衆によ  
つて監視をやる。これがわれわれの現  
在考へてゐる税制の民主化の内容でござ  
ります。

だらう、かよう考へられるのであります。

○前尾政府委員 産業資金の問題につ

いては、私係りでございませんので、また適當な政府委員から後ほど説明させることいたしたいと思ひます。

ただいまお話をごとく、まず産業が起る、それによつて税収が上つてくる。これが最も望ましい状態でござります。

当然かくあるべきものだとわれわれも考へております。もちろん資金の面についても、最近のいろんな制限は一面からいと産業に對する壓迫でござりまするが、また一面からすると、いわゆる預貯金等も吸收して、民衆的に産業を復興するといひ考え方で、根本精神を違えた行き方をしなければ、單に政府が補助金を出すようなことでは産業は起らない。そういうことを申してまいりますと、結局は根本施策ということになるのでござますが、われくはそういう根本施策が相當順調に進行することを考へて、殊に來年度においてはそういう考え方のもとに、現在の税制についてもその刺激といふか、たとえて申しますと法人の超過所得を引下げる、あるいは最高高税率を引下げる。從來のように單に百パーセントとつてしまふといふことは産業は起らない。適當な利益を得ることによつて刺激するという考え方でござります。

○石崎委員 およその心持はわかりました。こまかい問題がたくさんあります。すが、それらは後に政府委員室で個人的に伺うこといたし、今さあたつて伺います。

て伺いたいことは、今度の財産税の物

納にあたつて、かりに私が家を物納し

た場合、政府がそれを競賣して、私の

税金を引いて、餘ったのは還してくれ

のか、足りないときには追徴される

のか、どうですか。

○前尾政府委員 物納していただいた

財産はすべて國有財産となるのでありまして、その家屋等については競賣を

原則といたすわけがありますが、場合によつては、その貸家に住んでいる人

に優先的に賣却するという方法も考へております。しかしその財産が高く賣

れたから收納額の差額はもどに還すと

いう規定ではもちろんありません。

とえばある不動産については、申告價

格より相當高く賣れることもありまし

ようが株等においては受けとつた額よ

り低くなる場合が多いと存じます。

それらの危険負擔はすべて國有財産と

して國が負擔することになつております。

○石崎委員 その家の價格は時價だつたでしようか。

○前尾政府委員 家屋の評價について

は一應三月三日現在の時價であります。

しかし三月三日現在といふより

は、法律によつて家屋の賃貸價格に一

定の倍數をかけるのでありますと、そ

れは不動產評價委員會に諮詢してきま

る倍數であります。それをかけ合わ

せたものによつて課稅し、物納してい

ただいております。そうしませんと、

單なる時價と申しますと、その基準が

ないのと、不動產等については非常に

地域的に不均衡になる場合があります

ので、ただいま申し上げたように賃貸

ます。

○石崎委員 今日の國債を日本がたく

さんもつているが、一人當りの負擔額

はいくらになつていますか。

○前尾政府委員 國債總額は約二千億

圓だと思いますが、一人當りについて

は後ほど計算して申し上げます。

○石崎委員 私の質問を終ります。

○金光委員長 加藤シズエ君

圓だと思いますが、一人當りについて

は後ほど計算して申し上げます。

○加藤(シ)委員 私は税制の民主化と

いうことと、今度の新らしい憲法によ

つてまさに崩壊しようとしてゐる日本

の家族制度との關係について伺いたい

と思います。總合所得稅を拂うとき

に、ただいま世帯單位として、たとえ

ば、一家の主人である夫の收入に對し

て、妻も、息子も、娘もみな働いてい

るということになると、主人の收入に

他の者の收入が加算されて、その全額

に基いて總合所得稅の稅率がきまる

と理解しておりますが、それで正しいの

でありますか。

○前尾政府委員 従來同居の家族と申

じておりますのは、戸籍上の家族であ

ることが第一要件でございます。また

同居をいたしておりますことが、一つ

の要件でござります。同居をいたして

おるという事實は、やはり從來からか

まどを一つにしてゐるという觀念でござります。すなわち同一の家屋に住んでおります場合には、同居だといふふうであります。

○前尾政府委員 従來同居の家族と申

じておりますのは、戸籍上の家族であ

ることになつておつたわけでござります。その家は大變に暮しが樂になるといふことになつておつたわけでござります。が、この節のやうに、だん／＼收入の額によつて累進的に非常に稅率が高まることになつてまいりますと、その家は大變に暮しが樂になるといふことになつておつたわけでござります。が、この節のやうに、だん／＼收入の額によつて累進的に非常に稅率が高まることになつてまいりますと、今政府委員の御説明くださいましたよ

か。殊に家族制度というものは今度崩

壊して個人というものが單位というこ

とになりますれば、その一家の者がめ

いめい働いて收入を得た場合には、そ

の個人を基礎にしてそのためいく個人

單位で稅率を課するということにする

方が民主的ではないかと思うのでござ

いますが、この點はいかがでございま

ようか。

○前尾政府委員 同一の家などでやつ

たりません。またそれによつて大

體一家を支えていくというわけでござ

りますから、その收入を全部合算する

得であるかというものはほつき

りいたしません。またそれによつて大

體一家を支えていくというわけでござ

りますから、むしろ家族の制度は崩

壊いたしましても、戸籍の面でなし

に、それを中心でなしに、實際の經濟

の単位といふものにつきまして、これ

を一箇の単位で計算して累進稅率を適

用するということがむしろ當然である

と考えるのでござります。ただ勤勞所

得につきましては、まつたく勤め先も

違つており、別個の觀點に立つと考え

るのでござります。従いまして勤勞所

得につきましては、もちろん合算して

累進稅率は最後に適用するのでござ

りますが、ただ事業所得でござります

と、基礎控除の四千八百圓は同一家族

につきましては一回しか引かないのです

が、勤勞所得につきましては、勤勞所得

はその人ごとに引くということによつて

て、勤勞生活をしている方の實情に適

応するような方法をとつてゐる次第で

あります。

○加藤(シ)委員 ただいまの御説明に

ありますと、私の考へておりますよう

に、家庭といふものに集まつて、そこ

で協力して生活するということにいたしましても、あくまでも個人が本位で、個人がおの／＼獨立心をもつて働くといち建前からは、今政府委員の御説明になりましたところは、やはり矛盾していると私は考えるのでございます。それで、先ほど私が申し上げましたように、たとえば夫婦二人で働くよう一人で働いている方が結局差引收入が多いということになりますから、たとえば妻も一緒に働くというようなことはやめて、税が高くなるから夫だけの收入に頼つた方がいいという結果が生れてくると思いますが、これについてどういうふうにお考えでございませうか。

○前尾政府委員 同じ家で住んでいる

といふ事実、たとえて申しますと、片

方は五萬圓の所得があり、奥さんは一

萬圓の所得がある。つまり六萬圓の生

活をしているわけでありますから、從

つて税率はそういう人が多いの

だというこの方が私は實情に適合

していると考えるのでござります。

また累進税率はかなり高い税率にはな

どございません。先ほども申し上げまし

たように、非常に大きな所得で、百萬圓

の所得があつて初めて七五%という税

率が適用されるのでございまして、今

お話をのように一萬圓とか五萬圓とい

うような程度では、そのために勤労意欲

をなくすということは私は絶対にな

いと考えております。また先程申し上

げましたように勤労所得につきまして

は、特に各人別に基準控除をするとい

うやうな方法も設けておりますので、

奥さんが出てお働きになるというよう

が多いということになりますから、た

とえ妻も一緒に働くというようなこ

とはやめて、税が高くなるから夫だけ

の收入に頼つた方がいいという結果が

生れてくると思いますが、これについ

てどういうふうにお考えでございませ

うか。

○前尾政府委員 ただいまの御説明で

ございましたけれども、今日は時間の

都合がありますので私の質問はこれで

打ち切ります。

○金光委員長 松永義雄君

○松永(義)委員 昨日私が大藏大臣に

對して質問い合わせた場合に、消費税の

ときは轉嫁しやすい。直接税はあま

り轉嫁されないものである。しかし現

在の財産税及び増加所得税といふもの

は、製造品の値段に加算されて、そ

してその値が上るばかりでなく、一般

物價の値上がりを刺激しつつある。これ

に對して大藏大臣の答辯は、それは購

買力であるからであるということであ

りましたが、私がここで御質問い合わせ

たいことは、その購買力のある人と

いうものは一體はたして國民全般で

あるのか、それとも購買力のある層

が轉嫁されないといふ理由は、結局累

進税率なりその他によりまして、轉

嫁しようと思つても所得のうんとある

人は税金が高い。ある人は税金が安

い。累進税率等の關係から考えます

と、甲の人はそう多額を轉嫁しなくて

いい。また乙の人は非常に全部の税

額を轉嫁するということになりますと多

くあります。もちろん浮動購買力といふ

面から考えていくべきものだと思いま

す。

○前尾政府委員 昨日でありますか

大蔵大臣の御説明では、購買力といふ

よくな點も御説明になつたのであります

が、もちろんやはり需要と供給、兩

方面から考えていくべきものだと思いま

す。

○前尾政府委員 どうも今の政府委員

の答辯でははつきりしないのですが、需

要供給の關係につきましては、さつ

たり轉嫁されにくいといふような關

係にあるのでござります。そういう意

味で私が申上げておる次第であります

。

○松永(義)委員 どうも大蔵大臣はおそらくその

分考慮いたしているつもりでございま

す。

○前尾政府委員 ただいまの御説明で

ございましたけれども、今日は時間の

都合がありますので私の質問はこれで

打ち切ります。

○金光委員長 松永義雄君

○松永(義)委員 昨日私が大蔵大臣に

對して質問い合わせた場合に、消費税の

ときは轉嫁しやすい。直接税はあま

り轉嫁されないものである。しかし現

在の財産税及び増加所得税といふもの

は、製造品の値段に加算されて、そ

してその値が上るばかりでなく、一般

物價の値上がりを刺激しつつある。これ

に對して大蔵大臣の答辯は、それは購

買力であるからであるということであ

りましたが、私がここで御質問い合わせ

たいことは、その購買力のある人と

いうものは一體はたして國民全般で

あるのか、それとも購買力のある層

が轉嫁されないといふ理由は、結局累

進税率なりその他によりまして、轉

嫁しようと思つても所得のうんとある

人は税金が高い。ある人は税金が安

い。累進税率等の關係から考えます

と、甲の人はそう多額を轉嫁しなくて

いい。また乙の人は非常に全部の税

額を轉嫁するということになりますと多

くあります。もちろん浮動購買力といふ

面から考えていくべきものだと思いま

す。

○前尾政府委員 どうも大蔵大臣はおそらくその

分考慮いたしているつもりでございま

す。

○前尾政府委員 ただいまの御説明で

ございましたけれども、今日は時間の

都合がありますので私の質問はこれで

打ち切ります。

○金光委員長 松永義雄君

○松永(義)委員 昨日私が大蔵大臣に

對して質問い合わせた場合に、消費税の

ときは轉嫁しやすい。直接税はあま

り轉嫁されないものである。しかし現

在の財産税及び増加所得税といふもの

は、製造品の値段に加算されて、そ

してその値が上るばかりでなく、一般

物價の値上がりを刺激しつつある。これ

に對して大蔵大臣の答辯は、それは購

買力であるからであるということであ

りましたが、私がここで御質問い合わせ

たいことは、その購買力のある人と

いうものは一體はたして國民全般で

あるのか、それとも購買力のある層

が轉嫁されないといふ理由は、結局累

進税率なりその他によりまして、轉

嫁しようと思つても所得のうんとある

人は税金が高い。ある人は税金が安

い。累進税率等の關係から考えます

と、甲の人はそう多額を轉嫁しなくて

いい。また乙の人は非常に全部の税

額を轉嫁するということになりますと多

くあります。もちろん浮動購買力といふ

面から考えていくべきものだと思いま

す。

○前尾政府委員 どうも大蔵大臣はおそらくその

分考慮いたしているつもりでございま

す。

○前尾政府委員 ただいまの御説明で

ございましたけれども、今日は時間の

都合がありますので私の質問はこれで

打ち切ります。

○金光委員長 松永義雄君

○松永(義)委員 昨日私が大蔵大臣に

對して質問い合わせた場合に、消費税の

ときは轉嫁しやすい。直接税はあま

り轉嫁されないものである。しかし現

在の財産税及び増加所得税といふもの

は、製造品の値段に加算されて、そ

してその値が上るばかりでなく、一般

物價の値上がりを刺激しつつある。これ

に對して大蔵大臣の答辯は、それは購

買力であるからであるということであ

りましたが、私がここで御質問い合わせ

たいことは、その購買力のある人と

いうものは一體はたして國民全般で

あるのか、それとも購買力のある層

が轉嫁されないといふ理由は、結局累

進税率なりその他によりまして、轉

嫁しようと思つても所得のうんとある

人は税金が高い。ある人は税金が安

い。累進税率等の關係から考えます

と、甲の人はそう多額を轉嫁しなくて

いい。また乙の人は非常に全部の税

額を轉嫁するということになりますと多

くあります。もちろん浮動購買力といふ

面から考えていくべきものだと思いま

す。

○前尾政府委員 どうも大蔵大臣はおそらくその

分考慮いたしているつもりでございま

す。

○前尾政府委員 ただいまの御説明で

ございましたけれども、今日は時間の

都合がありますので私の質問はこれで

打ち切ります。

○金光委員長 松永義雄君

○松永(義)委員 昨日私が大蔵大臣に

對して質問い合わせた場合に、消費税の

ときは轉嫁しやすい。直接税はあま

り轉嫁されないものである。しかし現

在の財産税及び増加所得税といふもの

は、製造品の値段に加算されて、そ

してその値が上るばかりでなく、一般

物價の値上がりを刺激しつつある。これ

に對して大蔵大臣の答辯は、それは購

買力であるからであるということであ

りましたが、私がここで御質問い合わせ

たいことは、その購買力のある人と

いうものは一體はたして國民全般で

あるのか、それとも購買力のある層

が轉嫁されないといふ理由は、結局累

進税率なりその他によりまして、轉

嫁しようと思つても所得のうんとある

人は税金が高い。ある人は税金が安

い。累進税率等の關係から考えます

と、甲の人はそう多額を轉嫁しなくて

いい。また乙の人は非常に全部の税

額を轉嫁するということになりますと多

くあります。もちろん浮動購買力といふ

面から考えていくべきものだと思いま

す。

○前尾政府委員 どうも大蔵大臣はおそらくその

分考慮いたしているつもりでございま

す。

○前尾政府委員 ただいまの御説明で

ございましたけれども、今日は時間の

都合がありますので私の質問はこれで

打ち切ります。

○金光委員長 松永義雄君

○松永(義)委員 昨日私が大蔵大臣に

對して質問い合わせた場合に、消費税の

ときは轉嫁しやすい。直接税はあま

り轉嫁されないものである。しかし現

在の財産税及び増加所得税といふもの

は、製造品の値段に加算されて、そ

してその値が上るばかりでなく、一般

物價の値上がりを刺激しつつある。これ

に對して大蔵大臣の答辯は、それは購

買力であるからであるということであ

りましたが、私がここで御質問い合わせ

たいことは、その購買力のある人と

いうものは一體はたして國民全般で

あるのか、それとも購買力のある層

が轉嫁されないといふ理由は、結局累

進税率なりその他によりまして、轉

嫁しようと思つても所得のうんとある

人は税金が高い。ある人は税金が安

い。累進税率等の關係から考えます

と、甲の人はそう多額を轉嫁しなくて

いい。また乙の人は非常に全部の税

額を轉嫁するということになりますと多

くあります。もちろん浮動購買力といふ

面から考えていくべきものだと思いま

す。

○前尾政府委員 どうも大蔵大臣はおそらくその

分考慮いたしているつもりでございま

す。

○前尾政府委員 ただいまの御説明で

ございましたけれども、今日は

費をしてしまって、いろいろおそれが一つあります。またとりました税金は、昨年の所得に對して課稅するものでありますので、その時の感覚には既に合わないというような状況にあるのでござります。そこで御承知のように勤労所得につきましては、從來から源泉課稅でその時／＼天引してまいりましたが、それと同様な方法でいこうといふのが、今回の豫算申告納稅制度でございます。しかし毎月々、月別でとるということは、とうてい實行不可能であります。従いまして三月ごとに四半期ごとに源泉課稅等に近づける。要するに所得の發生時期と徵收の時期を接近させて、もうかつたらすぐその場でまとめて、もうかうらぬ仕組にいたしたのでございます。そのことが納めた税金を納めるというふうな仕組にいたしましたのでござります。そういう利得があるわけでござります。それ以外といたしましては、最高税率による危険負擔を國で負わなくていい税者から言いましても、濫費をせずに税金が納めやすいという得もあり、また國から言いましても、物價の變動で相當引下げたのでござりますが、しかしそれともう一つの問題として残りますのは、要するに所得の捕捉の問題でござります。これは單に税法の問題ではなくて、所得の捕捉ということを嚴重に取りますのは、要するに税務行政に問題ではございません。要するに税務署員を勤務するなり、訓練するなり、また税務機構の内部の改革、あるいは外部からの協力というような、各方面にわたつたすとともに、最高税率を引下げましたところ、最も大きな改革の結果として、所得の捕捉ということを嚴重にいたしました。またとりました税金は、昨年もございましたが、その時／＼天引してまいりましたが、それと同様な方法でいこうといふのが、今回の豫算申告納稅制度でございます。しかし毎月々、月別でとるということは、とうてい實行不可能であります。従いまして三月ごとに四半期ごとに源泉課稅等に近づける。要するに所得の發生時期と徵收の時期を接近させて、もうかうらぬ仕組にいたしましたのでござります。そのことが納めた税金を納めるというふうな仕組にいたしましたのでござります。そういう利得があるわけでござります。それ以外といたしましては、最高税率による危険負擔を國で負わなくていい税者から言いましても、濫費をせずに税金が納めやすいという得もあり、また國から言いましても、物價の變動で相當引下げたのでござりますが、しかしそれともう一つの問題として残りますのは、要するに所得の捕捉の問題でござります。これは單に税法の問題ではなくて、所得の捕捉ということを嚴重に取りますのは、要するに税務行政に問題ではございません。要するに税務署員を勤務するなり、訓練するなり、また税務機構の内部の改革、あるいは外部からの協力というような、各方面にわたつたすとともに、最高税率を引下げましたところ、最も大きな改革の結果として、所得の捕捉ということを嚴重にいたしました。またとりました税金は、昨年もございましたが、その時／＼天引してまいりましたが、それと同様な方法でいこうといふのが、今回の豫算申告納稅制度でございます。しかし毎月々、月別でとるということは、とうてい實行不可能であります。従いまして三月ごとに四半期ごとに源泉課稅等に近づける。要するに所得の發生時期と徵收の時期を接近させて、もうかうらぬ仕組にいたしましたのでござります。そのことが納めた税金を納めるというふうな仕組にいたしましたのでござります。そういう利得があるわけでござります。それ以外といたしましては、最高税率による危険負擔を國で負わなくていい税者から言いましても、濫費をせずに税金が納めやすいという得もあり、また國から言いましても、物價の變動で相當引下げたのでござりますが、しかしそれともう一つの問題として残りますのは、要するに所得の捕捉の問題でござります。これは單に税法の問題ではなくて、所得の捕捉ということを嚴重に取りますのは、要するに税務行政に問題ではございません。要するに税務署員を勤務するなり、訓練するなり、また税務機構の内部の改革、あるいは外部からの協力というような、各方面にわたつたすとともに、最高税率を引下げましたところ、最も大きな改革の結果として、所得の捕捉ということを嚴重にいたしました。またとりました税金は、昨年もございましたが、その時／＼天引してまいりましたが、それと同様な方法でいこうといふのが、今回の豫算申告納稅制度でございます。しかし毎月々、月別でとるということは、とうい

税をある程度引上げていくという程度のことをして、税率を引上げることによつて糊塗してまいつたのでありまするが思い切つて適正な税率にして、その代り何ら斟酌なしに適正な實際の所

ります料理店、待合等の高級料理店の課税の問題でござりますが、ただいまお話をごとく、最近建つておりますものは、あるいは資金の融通を受けておる場合も相當あります。しかしながら

の三はとなるということになりますわれば、大體目的を達するというふうに考えておるのでござります。  
○松永(義)委員 さらには續いてお尋ねいたしたいのでございますが、ただいたい

しても、われくは相當他の方法にて課税の充實を期すことができること、いうふうに考えておるのでござります。また預金をしておる人につきましては、ただいま申し上げましたと同様

得の捕捉をするという方向に向おうといふのが今度の根本改正のとりました方針でございます。

りの所得が増加いたして、それによつて建てておるものも、また多數あるとうに考えております。従いまして、その資金の出場所ということにつきまして、十分探求いたしまして、今回の増加所得税、並びに将来の豫算課税は、がつちり課税していくつもりでござります。ただこういうものに對して税額を違えていつたらどうかというお話をござります。しかし現在こときまして

ま私が一例として申し上げた場合のト  
うに、そうした方面に非常な重税を課  
するということになると、そんな商法を  
をやつたつてましやくに合わぬじやな  
いか、自然金というものは生産の方に  
向つていきはしないか。預金の祕密制  
ということがかなり論議されたようだ  
ありますが、預金の祕密制によつて貯  
蓄を奨励するというのも、あるいは一  
つのよろいであるとは思ひますが、

の方法によつて十分他の面から課税ができるというだけの確信をもつておるのでございます。従いまして貯蓄戦略その他の預金の吸收について相重複を置いていかなくてはならぬという場合に、單に預金は公開するんだ、祕密にしないんだというようなことによつて預金者の心理を刺激しないといふにわれく、としては努力しておるがナのことでござります。

に所得の発生時期と徵收の時期を接近させて、もうかつたらすぐその場でまた税金を納めるというふうな仕組みにいたしたのでございます。そのことが納稅者から言いましても、濫費をせずに、また税金が納めやすいという得もあり、ま

る。金の使い方が悪いとかいいとかいいことより、資材が濫費をされていることより、そういうものに對して禁止的な稅金をかけるのが妥當ではないか。平時であればそれは禁止稅というようなことは思いも及ばぬでしようが、こうした非常時ににおいてきわめて物の少いと、いう場合においては、できるだけ物を善用していくかなければならぬ。一體どうした消費をやつておる者に對しては、特にその稅率を上げて、稅務の上に強くなるということであるばかりでなく、稅率の上において、そういった消費的な方面のみ購買力を悪用しておる者に對しては、徹底的な稅金をかける。こう考えておるのでなければども、いかがでしゅうか。

は、現在の税率におきましても相當に困難であります。ただ所得に對して百パー セントまでとるということは、先ほど申し上げましたように、實際上困難であり、また納税も不可能だといふような意味からいたしたのでございまして、今回の税率にいたしましてこういうような相當の所得のある者につきましては、かなり高い負擔に相なることは當然でございます。ただ私は所得の捕捉ということを、從來のようないいのような場合が生じますので、あまり高い率であります。せつかく捕捉いたしました所得でも、ある程度考へてやらぬと、税金が納められないと、それよりはそういう所得はあくまでつちり行つて、それに對して税率を適用すれば、七五%までも、まあ四分

○前尾政府委員 投資に對してある程度輕減していくといふ氣持は、今回の所得税の税率におきまして事業所得その他と同じ税率に配當所得をいたしておることによって十分だと考えます。また預貯金の祕密制につきましては、實際を申しますと、われく、といったましても、必ずしも歓迎すべきことではないと考えておるのでございますが、ただ預金をした人がその預金によって直ちに簡単に所得の捕捉によつて、がつちりとられ、ほかの、預金をせずにいわゆるたんす預金等にいたしております者が課税がうまくいかないといふような事では、どういていその目的を達しないのでございます。従いまして預金をしていない、いわゆるたんす預金をしておるといふような人に對

○前尾政府委員 通貨の量が減る力は、どうも、ないかと、いうことにつきましては、税法としては財政の收支の均衡を得ることによつて、財政の面から通貨の増發されることについて、できるだけの防止をいたしております次第でございまして、通貨量がそれ以外の面から漏洩してくることについては、これまた別個の問題であろうと私は考えております。

○松永(義)委員 ただいま政府委員の御答辯によりますと、植える方面の話をだけをしてなられたようですが、健全な財政という立場でとにかく收支を償つていいこうというお考えでありますれば、大體現状のままで通貨量が進むのであるのでありますか。そわても減るのですか。植える方の話は別

にしまして……。

○前尾政府委員 歳入に對應いたしまして、した歳出を出ししておるのでありますから、財政の面からは當然積えもせず減りもしないことになる次第でござります。その他の方法をとりますならば、通貨量が減つてしまいるのであります。ただいまのところは結局通貨を、歳入として收入いたしましたものの全部を歳出でまた放出しておるわけであります。から、減少するといふのは税の面から出てまいりません。他の施策によつて出てくるものだというふうに考えま

○前尾政府委員 これが今後の改正の問題ではございません。大臣の言うておられるのは、財産税は徵收の時期にはいつておりますので、これによつて相當通貨量が減少する、あるいは貸出の制限その他の金融面の手によつてまた收縮するというよくな、それらの關係でござります。すなわち來年度の問題としては、收支のバランスを合むとして、それによつて直ちに通貨量が減るという面は出ておりません。それ以外の施策によつて減るというのを大臣は言つておられるのだと考へます。

○松永(義)委員 その質問をさらに延ばしていくと、あるいは主税局長

の職分以外のことになるかも知れませんから止めおきますが、實はこれは大藏大臣がおいでになつてお聽きするのが妥當だと思いますが、物の方は一體どういうふうになつておるかということであります。現在のままで物の量が進んでいく、そして通貨はこのままで進んでいくと假定しますと、五月には安定するという考え方は、とにかく健全財政というものが現われてきて現在の實情でおさえていかれる。そしてそのまま進んで五月に至るというふうに考えておいてよろしいのであります。

○前尾政府委員 通貨の量が現在のままであり、生産される物の量が現状のままということになれば、現状のままで安定することになると思います。また通貨は先ほど申し上げましたように、財産税その他によつて相當の面から收縮されてくるということになりますと、物の量が現状のままである程度進行しててもなおしつかりと安定じてくる。また物の生産の面において施策が進行して、増産が進捗いたしますれば、十分安定するのだというふうな、むしろデフレになつていくのだといふくらいのお話を大臣はされたのではないかと私は想像いたします。

○松永(義)委員 もしそうだいたしますと、五月ころに至つてもなおかつ現在のままの物價でいく、さらに通貨量は殖えないでしようが、減りもしないということになつてまいりますと、現在の國民の生活はそれによつて、どういうふうに相違がくるであらうか。すなわち現在労働によつて生活しておる階級は非常に苦しいのであります。なるほど札はよけいもらうことになつ

たかもしませんが、その購買價値と  
いうものは、昨日申し上げましたよう  
に、せつかく財產税をとつても、かえ  
つて物の量が少いために物價は上つて  
いく、そのため買いたいものも買え  
ない。しかもそれが衣食住である生活  
の必需品までその影響が及んでくると  
いうことになりますれば、現在苦しい  
國民の生活が、そのまま五月にまで持  
越しられ、さらにその先まで持越しられ  
いくとなれば、一體いつになつたら勤  
勞階級が救われ得るか、物價をもう少  
し低いところにおくように安定させ  
たらよろしいか、あるいはまた物價を  
このまで安定させていく、あるいは  
もつと高くなつていくことになるので  
はないか。その結果いかんによつて  
は、働く者は現在においても苦しいの  
でありますから、ます／＼苦しむな  
り、せつかく給料を上げても何の役に  
も立たぬ。それでいろいろの政策が總  
合されなければ解決し得ないと思いま  
すが、税の上から見て、何らかそこに  
その目的を達しなければならぬといふ  
ことを考えられるにもかかわらず、こ  
のまま進んでいくということになりま  
すれば、勤労階級は救われぬことにな  
るのであります。すなわち通貨量をこ  
のままの高い程度にすえておいて、物  
價は上りこそそれ下らないといふこと  
になれば、勤労階級は非常に困る。そ  
うした財政政策というものは、根本に  
おいて誤りがあるといわれておるので  
あります、が、その點について政府委員  
階級と比べてたしかに苦しいといふと  
思います。

○松永(義)委員 個々の生産力が進歩すれば救われるであろうといふことであります。ところの過去における財政というものは、少くとも勤労階級にとつて非常に苦しい結果に陥れたということは、否定できない事實ではないか。しかもそのままの高位の通貨量と物價でもつて過言ではないと思つております。そうしてただいま政府委員は増加所得稅をとつたり、あるいは來年度において稅金を絶望的な斷定を下しても決して過言ではないと思つております。しかし勤労階級において、もう救われぬという根本には根本に出て、もう救われぬといふことは、たゞ賃買力が吸收される、こういうのであります。しかしその購買力の使命として、貯蓄の方面へ向えればよろしいが、貯蓄の方面に向らないで濫費をされる。ところがそれに對する課稅額といふものが、それに相應する額になければよろしいけれども、相當の稅金をとられるとななたがうぬぼれられて、も、なおかつ餘すところがあるといふわけで、そうしたいわゆる新圓層といふか、金持層といふものが購買力を殘して、そうして自分のところだけ必需品を集めてしまうという結果に陥ると、いう懸念が多分にあるのであります。が、あなたがそういうふうにおつしやるからそらなるといふうにも考えられないことはないと思いますが、少くとも現在までの實績によれば、増加所得稅も財產稅も轉嫁されにくいものを、經濟のごとく見積つて、そうしてそれを價格の上に加算していく、しかもそれが賣れる、きわめて少數でありますから、が、賣るものも少量でありますから、需要供給といふものが符合するばかり

でなく、さらに値を高くしてお賣りでいくという現状になつておるのであります。少くとも税の上からは決してあなたが考へておるような目的に向つて進んではおらぬ。あなたの考へておられる氣持は決して悪意ではない、善意でそういうふうになさろうとしておるけれども、他の方面からの助成策がないために、そういう方面に落ちていつありますか、それでもなおかつ将来はこの税法によつて物價を安定し、何か生活がいくらかでも樂になる。こうなるだらう、こうおつしやられるのでありますか、それともなつかれるとか現状に對して將來は新しい税法で何とかなるだらう、こうおつしやられるのでありますか、それともなつかれるとか生活がいくらかでも樂になる。こういうようなお見込みをもつていろいろでしようか。その點はどうですか。

るのでございまして、所得と申しますのは結局配分の關係でござります。所得額がいくらという問題でなしに、要するに配分關係がどうである。現在ある物の量をどういうふうに配分するかという關係に相なるのでござります。その配分關係の基準をきめます所得の面においては、相當適正を期し得るということになると思います。ただその物の面からどういうふうに生産され、またどういうふうに適正に配給されるか、ということについては、私は係でありませんので、ただいまのことろ申し上げる材料をもつてしない次第であります。悪しからず御諒承を願います。

がつてあらう、そりおれしやられるのが、あなたとしては當然かもしません。しかしもつと新しい別の税種を考えいく餘地がないか、増加所得税だけを頼りにしてそれで解決する、財産税だけでもつて解決する——財産税のとり方あるいは時期についてもいろいろ批評があることは、これはたれも知っている通り、そうしたことは別にしまして、別に考えなければならなかつた點があるのではないか。すなわち配分のよろしきを得るために、これだけの新しい税種だけでよいのか。やはり依然としてとられるものは下の方で、實際はよけいとられるように見えても、ある人は割合にとられる比率が少くてそうして金を餘す。そうした結果が物の配分の上に不公平を來すといふことになつてると、私は考えるのであります。新しこういう税種を立てるかといふことにつきましては、おそらくる／＼な方から御質問があつたと思いますが、そういうものは把握しにくからやらないのだ、こういう御意見もあらうと思うのですが、しかしそれじや脱け穴があつて、やはりそれは不當に苦しむ人が出てくるような結果になる。別に主税局の勉強振りを私は批評しようとは思ひぬのであります。が、増加所得税だけで解決されると思うかどうか、増加所得税が一體どういふうに税金をとられているかということを、あなたはお調べになつたかどうか。もうかる人というものは驚べきものであります。増加所得税をかけられても、この一月働けば何とか納め

られる、こう言つておる人もある。そしてしたような、相當あなたがとられると思われても、何しろ街に歩いているところの通貨量というものは非常に多いのです。あの増加所得税でこれを解決するということは私は困難ではないかと思うのでありますか、いかがでしょうか。

○前尾政府委員 現在の増加所得税並びに今後の豫算申告納稅以外に何か新稅がないかなどいうお話をござりますが、これはあるいは理屈に倒れることに相なるかとも思うのでございますが、昨年三月三日を期日といたしまして、御承知のように財產稅を設定したのでござります。その後今まで一年でございます。その一年の所得を對象として考へたものは、現在の所得稅以外には考えられないものでございます。また来年度一年を通じて考えましても、まず所得稅以外に理論としてはございません。もしそういうようないまされたものが残つてゐるという場合におきましては、ある時期、相當長い期間経ちますと、財產增加稅、あるいは場合によつては、すべての富の再分配をやる財產稅というものが考えられるのをございます。しかばばそれ以外に何か期間でござりますので、今財產稅をやる、あるいは財產增加稅をやるという時期ではないと、私は考えておるのでござります。しかばばそれ以外に何か業務用酒の加算稅というようなものも、一つの大きな考え方であろうといふようにも考えておるのであります。ただよくいわれておりますように、免

許税あるいは外形標準によつてとるといたしておません。結局やみ所得といふようなものを、外形標準で捕捉いたしました場合には、かえつて逆効果を來してしまふといふような點もござりますので、よくいわれております外形標準による何らかの營業税あるいは免許税といふようなものについては、ただいまのところ創設することはあまり適當ではないと考えております。たゞ地方税におきまして、外形標準である程度捕捉するということは、別個の観點から、最近におきまして、よいのではないかというように考えておるのをございます。またこの所得の捕捉の問題でございますが、もちろん税務署員が最近の増加所得税においても萬全を期し得ているというわけにはまいりません。しかし大きな、荒削りにおきましては、相當な効果を收めるものだと私は確信いたしております。また最近いろいろな實情なり、陳情なり、あるいは税務署員の實際にやつております状況を見ているのでござりますが、まだ未熟練者が多いのでござりますので、そう完璧にはいつておりませんが、先ほど申し上げましたように、大きな荒削りな行き方ではありますが、相當な効果をあげるということについて確信をもつてゐるのでございます。また將來の問題といたしましては、いろいろな方法、たとえば倉庫のいろいろな貨物の調査とか何とかいうような、人手が十分ありますれば相當期待し得る調査方法もあるのでございまして、それらについて將來今度の豫算申告納稅ぐらいからは、いろいろな調査方法によつて萬全を期したいというよう考



して著しく低い。近郊はどうやらこうやら收支は償つていくと假定しても、これから計算してみますと、東京からの距離が遠ければ遠いほど收支は償わなくなる。たとえば近郊においてはこの頃米が七十圓と言つてゐるが、秋田縣その他のいわゆる米作地帶の方面へいくと、高とも三十圓か四十圓である。ところが同じ鍋を買うにも東京方面で買うのが安く秋田の方にいくと比較的高い。この事實は農機具の納入りでも脱穀機にしても同じ現象が現われているのではないか。東京の近郊においては收支が償つたと假定しても東京を離れれば離れるほど米の値段が安くなつて農機具が高くなり、ますますわ收支が償わなくなるという感じがする。收支が償わなくなるというのは極端な言葉の使い方かもしれないがとにかくそうした面がぱつぱつ現われてきつつある。つまりデフレーション時代に鉢状の價格差といわれたことが再びインフレーション時代に現われてき、賣るものは安く買うものは比較的高いということになるのであります。そうすれば負擔の軽減といふことを考えていかなければならぬ。今にして考えていかなければやはりあの農村恐慌と同じような途を踏んでいくことになるが、今の財政政策はやはり都會中心主義である。デフレーションのときにおいてもそうであつたが、こうしたインフレーションのときにおいても都會中心主義であり、玉場中心主義商人中心主義である。そうして農村は漸次疲弊していくといふ傾向になつてゐるのであります。が、將來税金というものに對してどういうふうにこれをお考えになつてやつていかれるつもりで

○柏村政府委員 ただいま農村方面につきましては、分税制度によつて多額にこれを補給するという方法もとつておりますので、ただ昨年の改正によりまして今年もそれを踏襲しているのであります。太都市、都市方面における戦災が非常にはなはだしかつたということからいしまして、分税の財政上の基準といつしまして、割増人口について大都市は實人口の三倍、都市は實人口の二倍、町村は一倍、こういうことについている點は、これは當分續けていかなければならぬと思つておりますが、その他におきまして、農村方面に冷燐であつて、都市方面を中心的に考えてゐるということは絶対にないといふうに考へてゐるわけであります。

衣料のごときは均しからざるを憂うべく、買う物はなんなく高くなる。殊に一つの生産器具で、なければがまんしていくのだといふのでございましょうが、なんとしても手に入れなければならぬ。無理して手に入れればこれはまた驚くべき値段だ。これではとても勘定に合わぬ。手をこまねいてそんなのを買わないでやつておればよけれども、農村の生産はだん／＼上つていく素質があつても、生り方が少いか上り方が減つていく傾向を帶びてくるというようなわけで、農村の收支は苦しくなつて行く。それで一體農村はどれくらいの封鎖があるかということについて農業會議の方でも調べているようあります。これは一部でありますから、全部の判断の基礎になるかどうかは知りませんが、埼玉県のごときは、五反百姓で三千五、六百圓一町近いもので五千何百圓、それだけしかない。その後においては近郊ですからよかつたであります。しかしこれを秋田県とか、新潟県とか、あるいは青森県の方にまいるりますと、いわゆる貯金と稱するもの、あるいはたんす預金にしても何にしてその額はわれ／＼の想像以外に少いという感じを受ける。一縣々調査されたわけではないが、殊に秋田県方面のまじめな五反百姓あるいは一町未満たように、この物價のままでずっと誰も貯金がほとんどないということになっていく、下らないのだ。つまり農村の必要な物資が下らない、米の値段よりも低くなつてこないということになつて、このまますつと續いていくと、

もう三千や五千の財金は税金と、それも農村に必要な物資の買入のためになくなつてしまふ。ちょうど都會においてサラリーマンが、もうたけのこはやりようがないんだ、嘘かほんとうか知りませんが、そういう聲を聞く。それと同じように、農村においてはいわゆる一町未満の農民というものは、もうたけのこところか、買うにも買う金がないというような状況に漸次今落ちつたるという現象をわれくは見るのであります。今にしてこれを考えておかなければ、再びまた分與税であるとか、交付金制度とか、いわゆる貧弱町村といふような問題が擡頭してくる。必ず近くそうしたことが現わることは、火を見るより明らかな事實だと思うのであります。今からその対策を考えおかなければならぬと思ふ。税金の方面だけを考えたつてそれはだめだ、これはもつともなことであります。しかし税金の方面だけでも考えていかなければならぬ。それは石橋さんがどういう財政政策をやつてきたか、そのやつてきたことが誤りであるとか、あるいは將來また誤りを繰返されるかもしけぬ。しかしできないながらでも税なら税の方面から、これを利用していくということを考えていなければならぬではないか。根本は物が植えてきて、安くはいつてくれは、そんなことは何でもないということになるとでしょうが、しかしこの犠牲の原則に基づいて、農村はいつも犠牲になつてゐたから、今日本ほんとうに再建しつつあるが、その再建しつつある。實際農村は一生懸命に米をつくつてくれたから、今日はほんとうに再

農民がまだ金銭財貨をもつてゐるか知らない。それに對する信仰があるからいい。都會の人のように、もう換物運動が始まっている。とうような、そうしたことは、まだ農村に見えないからいいのであります。この正直な農民を金が農村に散らばつたから、それだからお前ら農村には金があるというようなことを言つて、そうして札に對する信頼がわざかに農村において殘つておる事實を見ないで、そうして三千や五千の金があるのを、たまく米を一升七十圓か八十圓で買つてきた人が、農村にはやみ賣りをして金があるのであると言つてまる。そういう氣分に乗つていつたら、必ず農村はまた近く疲弊するに至る。今にして農村に對する税制政策というものをよくお考えになつていかなければいけないんじやないか。たとえば縣民稅にしても、村民稅にして、同様であります。何しろ都會の者は税金が安い。それはなるほど空襲によつて非常な被害を受けた。われわれも空襲によつて被害を受けました。が、しかし都會における商人の方々がどのくらい早くこれを回復しておるか。農村だつて茅葺の立派な家を立てない家もないではないであります。それは見ておりますが、しかし全體としまして、農村はこの犠牲の原則に追われつゝある現象を見る。まあ結論的に言えば、分與稅の話が出来たけれども、このまま地租は委譲され、營業稅は委譲されたけれども、はだしてそれだけでもつてやつていけるかどうか。つまり分與稅制度、交付金制度といふものが、また再び擡頭してくるおそれがあるのでないかと思うのですが、御意見を伺いたい。

○柏村政府委員　農村の財政の見透しにつきましてお話をございましたが、まことにごもつとも御意見であると思ふのであります。そこで私どもの考え方をいたしましては、どうしても日本のように農業だけで立つてゐるわけではなく、都市方面において商工業が相當發達しておるというような、また今後發達していくというような國におきましては、どうしても地域的に税源の不均衡といふものが起つてくるわけであります。従いまして、財政の自働化といふ點からいたしますれば、できるだけ各團體ごとにその區域内から財源を求めるということが好ましいことではあります。しかしながら、さきに申しましたよな國の實情からいたしますと、どうしても團體間に財源の不均衡といふものが起つてまいります關係上、これを調整するということがぜひ必要になつてくるのではないかと思ふのであります。そういう意味におきまして、決して補助金的な意味において行う交付金等ではなくて、法律によりましてその課稅力に應じたあるいは財政需要に相應した配付ということが行われるところの分與稅制度といふものは、將來もやはりこれは残していかなければならぬ。そういうことによつて財源の貧弱な團體の經理を賄うこと尽可能ならしめるということだが、どうしても必要であろうと思うであります。分與稅につきましてはいろいろ議論もありまして、これはできるだけ少くしたい、こう考へておるわけであります。ささらにまた地方財源としては國の實情から非常に有力な財源といふものもなか／＼與えきれない状態であ

與というような面ももつておるのであります。現在分與税の占める割合といふものは、税總額の四割に及んでおるわけであります。この一般的な財源として附與する面については、できるだけ獨立財源でこれを與えていくよう努めたい努力したいと思うのですが、先ほどお話をありました都市農村の財源の不均衡というものは、どうしてもうした分與税制度において調整していくかなければならないといふに考えておるわけであります。

それから先ほどちよつとお話をありました住民税の問題であります。これは今回も昨年と同様に、都市、町村を通じまして、「納稅義務者富に同額」といたしておるわけであります。これについて都市は軽いではないかといふうなお考えもあるかと思うのであります。が、御承知のように戦災の痛手をまだ脱しきれない状態であります。の入は、いわゆる勤労大衆であります。なよまた大都市等におきまする多くの人は、こういう人に對して住民税等が相當重く響いていくことになる。ということもいかがかと考えるわけであります。もちろん將來この戦災の痛手といふものも復し、都市方面において農村と比較にならないような経済力といふものが附與されていくようになりますれば、その際にはこの住民税等についてもまた新たなる觀點に立つて検討して見てはどうかといふことは、先ほどお話をありましたが、總

○松永(農)委員 結論だけを申し上げまして、私の質問を終りたいと思うのですが、都市方面においては何と申しましても苦しい状態である。そこでこれはやはり一納税義務者當りの負擔額というものを今度の改正においては同額にいたしておるわけであります。

非常な差があつて、いわゆる札をたくさん稼いでいる者はよけい物を集めている。ところが百圓が千圓になつたと、いうと多いように考えられるが、さて物を買うとよその人よりかきわめて低い程度のものしか買えない。給料は殖えても依然として苦しい。しかもだん苦しさが増していく傾向にある。また農村においては、一應物をもつて、ただに収入は多いが、その賃金は言ふに足りないものであるし、だん／＼だん苦しさが増していく傾向にある。やはりすべての財政政策は生産者買う物が高くなつてくる。殊に生産的に使われる農機具を買おうと思つても、それが高くてまた苦しくなつてくる。やはり本位といふべきは、勤労本位に向つておらない。何かしら慾で釣つていく。金をもうけることによつて生産を増していく。こうというのは一論理はあるが、その半面において、そのために金を集めることは經營難、資本家あるいは工場主である。こうした物の少いときに、その配分が少くなつてくるという、こゝから、月給が殖えても勤労階級は依然として苦しさを増している。農村生産をもつておりながら漸次疲弊していく。同じく物をもつている者でも、米をもつている者と農機具をもつている者との競争のために農村が困つている。デフレーションのときと同じように、またインフレーションにおいてもそれのが困るということでは、結論において生産力を上げる熱意があつても、やはりだめになるんじやないか。十分これらをお考え願つて、税制の上にも公平にいくということは、ほんとうに生産力の上るように、お互に一生懸命働くような建前をとつていただきたい。通貨や物價が今のようなままで進んで行

たつのでは、生産量は上つても、その程度は知れたものである。ほんとうの生産力を上げていくためには、お互に苦しさは同じである。税制だけについても、そういう方策をとつて、いただかなければ、生産は上つていかない。結局物をたくさん出さなければ、解決できないことになつてくるのであります。以上で私の質問を終ります。

○金光委員長 中崎敏君。

○中崎委員 この前の委員會で十分に答辯を得られない點がありましたし、黨の態度を決定する上に、補足的に質問しておきたい。銀行券の制限外發行の場合、限外發行税をとることになつていて、これについて豫算に計上する必要はないとの答辯している。いかなる税金にしても、當然その根據となる法規はあるので、その法規に根據があるから、豫算に計上する必要がないという答辯には納得がいがないのであります。この點について改めて政府委員の答辯を求めます。

○前尾政府委員 限外發行税の問題については、從來納付金でいつておつたのであります。が、納付金制度を廢止いたすのを見越したのだと思われます。が、納付金は豫算に計上しておりません。限外發行税についても、豫算に計上していないのですが、これについて、豫算の執行上何ら差支えないのであります。また限外發行税がどのくらいいの豫算に上るか、それが厖大な數字

になるかならないかということは、現在わからない次第でありますて、あるいは豫算に計上されたとしても、そろ多額を見込むわけでもないと思いますが、ただいま法律が通つていない場合には、豫算に計上いたしません。將來科目の設定をやれば、要するに增收になつてまるわけでありますから、豫算の執行上何ら差支えない。また法規上も何ら抵觸するところがないというように私は存じております。

○中崎委員　すべて國家の歳入歳出は、豫算をもつて議會に協賛を仰ぐのであつて、たといこれは新しい法律であるにしても、一つの税金の形で國家が當然收入をする建前であるから、これは豫算に計上するのが当然であると思う。その金額がいくらに上るかということは別問題であつて、すべて豫算は實際その通りに行われるものでないことは想像つくのであります。少なくとも限外發行税をとる場合において、豫見し得る範圍において妥當な数字を豫想してそれを計上するのがむしろ當然だと思うわけであります。ただここにまだこの法律案が通過していないといふことが一つの理由になるわけでありますけれども、いやしくも政府が同一議會においてこの提案を豫想しているわけでありまして、この法律案なるものは、きのうきのうこれで制定されたものではないともちろん思うわけでありまして、これは前から豫想の上のものであると思うわけであります。少くとも豫算の執行の上に影響がないからとて、この點についてさらにもう一段と明確な答辯をお願いしたいと思う次第

あります。

○前尾政府委員 その點については主計局の責任者から御答辯された方がいいかと存ずるのであります。あるいは仰せのように限外發行税の科目を設定して豫算として出した方がよかつたのではないかと考えるのでございまます。ただ限外發行税その他の事項がきまります前に豫算が組まれてゐるといふような場合、しかもまたそれが別に

追加豫算を出すほどのものじやないといふ場合には、殊に歳入の面でござりますので、歳出でございましたらこれはずべでもちろん豫算に計上しなければできないことになつておりますけれども、そうでない場合には差支えないとふうに考えております。それ以外のこととは、もし必要でしたら主計局の政府委員を呼んでまいることにいた

原則として千二百圓となつてゐるわけであります。ところが本改正法によればますと、勤勞所得に對しましては大體二倍半程度の免稅點に引上げられたわけであります。そのほかについて、大體四倍程度の免稅點の引上げになつてゐるので、勤勞所得に對しましては大體一千五百圓の免稅點になつてゐるのではないかと思ひますが、この點についての相違はいかなる理由に基づくのかと説明願いたいと思います。

非常に適合いたしておりますので、この方法が最も適當であるといふよう考へたのでござります。外國の例についてみましても、現在アメリカにおいては、勤労所得とその他の所得とに併せて、何ら區別をいたしておりません。しかし英國におきましては、勤労所得については、一割の控除を百五ポンドまでやつてゐるのでござります。またドイツあたりの税法によりますと、それでも、やはり千マルクを最高限度として一割まで控除するという行き方をいたしております。それらのことを見て申しますと、年收一萬五千圓の人において申しますと、事業所得が改正においては五千二百圓、給與所得では四千二百七十圓というような負擔につております。それが今回の改正によりますと、事業所得が二千五十圓、これから給與所得が千四百四十圓、その割合で申しますと、事業所得と給與所得の割合は、改正前におきましては八割圓、改正後は六百十圓になつておりますが、その事業所得に對する給與所得の割合は、改正前におきましては八割の差異でありましたのが、改正後には七割二分弱の差異になつておるのでございます。また三萬圓の所得のところでお申し上げますと、從來事業所得の一萬五千四百圓が、改正後は六百七十圓になり、給與所得につきましては一萬三千七百七十圓、それから改正後は四千五百十圓ということに相なりまして、その割合からみると、改正前は八割九分であつたものが、改正

後におきましては六割八分、すなわち從來よりもむしろとにかく三萬圓までの所得につきましては輕減の割合が強くなつておるのでござります。これらむしろ基礎控除の方法によらず、所得額の二割控除という方法によつた方が適當であるといふ結論になつたのでござります。

○金光委員長 中崎君、この際お諮りいたしますが、理財局關係の政府委員が見えております。お急ぎになるそぞりますと、政府が戦時中において國民から負つたところの一切の債務に對して打ち切りにする結果、金融機關に對して生ずる損害を百億圓を限度として政府が改めて補償するということになつておるよう記憶しておるわけでありますが、それに間違はないかどうかをお尋ねしたいと思います。

○伊原政府委員 お答え申し上げます。ただいま中崎委員の仰せの通り、戦争中負いました補償の問題の打ち切りによりまして、企業體に損失が出来ます。その企業體の損失を、まず企業體におきましては、大ざっぱに申し上げますと、企業體の借入金、すなわち金融機關から申しますと貸出しの一部が棒引にせられまするので、従いま

關に損失が出ましたときには、預金を第一封鎖と第二封鎖に分けまして、少額の預金は保護いたしますが、第二封鎖預金の方は打切りの対象になります。第二封鎖預金が打切りられましてもなお足りないような場合におきましては、政府が補償いたしまして、第一封鎖預金は補償せらるる結果になりますので、約百億圓を限度といたしまして政府が補償する、こういう仕組になつております。

○中崎委員 今の解釋によりますと、政府が戦時保険としまして保険會社に對していわゆる再保險の意味において債務を負うておるところのいわゆる戦時保険についての損害は除外されるものか、どうかをお尋ねしたいと思います。言いかえますと、今の私の解釋しておるところでは、戦時中において政府が國民——各企業體を含んであります——が、そういうものに對して負つたところの一切の債務を打切りするのだ、そうして生じたところの一切の損害は、それ／＼各企業體あるいはこれら

の關係者をして一應負擔整備せしめて、そうしていよいよ足りない部分を百億圓に限つて政府が補償するのだといふ建前になつておると解釋しておるわけであります。その場合において、火災保険なり、あるいは海上保険なり、生命保険というようなものに對する再保險の意味における損害といふものは、その百億圓の損害の外にあるのかどうか。こういうことをお尋ねしたいと思います。

○伊原政府委員 お答え申し上げます、結論から申しまして、中崎委員の

おつしやいますように保険の補償の問題

題は百億圓の外になつております。と申しますのは、保険の方もただいままさに上にましたように、戦争保険は五萬圓以上その他の基準によりまして打切りになるわけでございますが、それによりまして生じました損失は、別途保険会社の方に政府が補償することによりまして處理いたす。こういうことになります。

○中崎委員 そうしますと保険の場合においては、戦争中に於て政府が負つたところの債務よりも別のその他という解釋が成り立つわけであるかどなつております。

——保険の場合でもやはり相當大きな戦時保険の契約額になつておりますので、それを打切りするということが必然差支えないという法律の根據はどうあるのか。そうしてまたその損害に於て二百十億圓を今度生命保険なりあるいは損害保険の中央會に支拂うとする事になつておりますが、その「」いう根拠はどこにあるかということをお尋ねいたしたいと思います。

○金光委員長 中崎委員にお詰りいたしますが、ただいまの御質疑は銀行局の關係であるそうですが、その方面的の政府委員をお呼びいたしましたよ。

○中崎委員 この問題は私としては相當重要な問題だと思いますので、やはりそういうふうにお取計らい願いたいと思います。

○金光委員長 了承いたしました。そ

○中崎委員 理財局關係は大體今の問題をお尋ねしようと思いましたので、それでよろしくどうぞいます。主税官長の方に引續いて御質問いたします。  
○金光委員長 中崎君にお詫びいたしましてお尋ねしますが、今度日本銀行法を一部改正しまして、銀行券の發行に對しまして制限外發行税を徵收するということになつておりますが、これがいつ實施されるかまだ明らかではありませんが、いずれにしても本二十二年度内においては當然實施されるものと豫想しておるわけであります。そろしますと、これから上つてくるところの税金、いわゆる限外發行税といふのが當然この豫算の面に計上せられなければならぬと思うわけであります。現在既に豫算案は衆議院を通過しておりますけれども、既にこの日本銀行法を一部改正するということの中に、は、當然この制限外發行税をとるといふことがその中に織りこまれておるわけでありまして、過般衆議院においてこの豫算を審議する際には、既にこの發行税といふものは、ある程度構想の中には、當然描かれておつたはずのものとお尋ねしたいと思います。

たが、計算いたしてございません。これは限外發行税をとりますには、日吉銀行の限度額以上に上つた場合に、議會において定めることになるわけでありながら、この限度額については、通常貨幣がたてられることになるわけであり、それから經濟界の情勢いかんによりまして、限度額をいかに定めるかといふことが一點であります。まだこの發行額はいくらになるかと存じております。これから豫測しがたい状況でありますので、現在の豫算においてはこれを計上いたさなかつた次第であります。もちろんへんべく後状況によりまして、そういうふうなことに相なりますれば、豫算に計上されてまいるというようなことを考えておきましても、歳入豫算は歳出豫算と違いまして、その科目が設置しておかなければとることができないという性質のものではないのであります。たゞいまいえば現在でも古い、もう既に廢止になりましたような税金も、現在はいつまでおきましても、歳入豫算には計上されることはございません。それは昨年北支事件特別税といふもののは、現在の豫算には計上されおりませんにもかかわらず、それは收入することができる。こういう建前を置いておる。北支事件特別税といふものは、現在の豫算には計上されれなづておりますので、かりにそういふ限度を超えた發行額、その税の收入があるといったしますれば、科目を便用記入することができる。こういう建前を置いたしまして、收入してまいりたい。かようの考え方であります。

非立憲的な考え方でありまして、舊官僚的な行き方ではないかと思うのであります。言いかえますと、既に議會において承認を受けて通過した法律に基いて税金をとるというからには、これは豫算に組んで議會の協賛を経べきものであるということは當然であります。たゞえば歳入の面において、税金の中でその金額がとれたとかとれないとか一部減えたとか減つたとかいうような量の問題ではないのであります。本質上の問題としては、當然これは議會にかけて、どの程度の金額はとれるといふふうなことは、當然われ／＼國民の代表として知るべき義務があり、権利をもつておるのではないかと思うのであります。もし税法の上において、そういうものが認められるといふならば、即刻法律なりやり方を根本的に建立してもらつて、いやしくも税金の形において國民から徵收する以上は、當然議會の審議を経てもらいたいということを、強く要求しておきたいと思うわけであります。

をされ、審議さるべきものだと考えておりますので、この點についてわれわれは國民の代表として、きわめて重要な事項だと考えますから、政府の所信を明らかにしてもらいたい。

○河野政府委員 お答え申し上げます。これはいかが悪いか存じませんが、現現在の歳入豫算の立て方は、その時の情勢によって收入し得るというものを計上してあるわけであります。會計法の規定にもありますように、法令の定むるところによつてこれを徵収するということでありまして、その歳入の基本は他の法律その他勅令もござりますが、そういうものに譲られておるわけでありまして、その結果出てくる收入はできないという性質を豫算の上においてその財源として見積るというのであります。歳入豫算の立て方が、それがそれを協賛あるいは議決がないと、その金の收入はできないという性質のものではないわけでありますので、かたゞこういうような処理をいたしておりますが、それが一年でも申し上げましたように、限外發行税の限度は、なか／＼その積算のいたしたものでございます。これが二年とか経ちますれば、過去の実績によりまして、いくらを見込むというような行き方もございますが、現在のところまつたくその情勢がわかりませんで、同じことを繰返し申し上げるようになりますが、限度額の伸びが、現在のところまつたくその情勢がござりますし、またこういうような限度額を立てないことが望ましいとも考えられますので、そういうような處理をいたしておるわけであります。御趣旨の點もあると思いますが、今後どういうふうに相なりますか、将来歳入が

殖えまして追加豫算をするというようない  
な事態がありました場合において、そ  
のときに限外發行税の收入があります  
れば、やはり豫算に立ててまいるのが  
筋であろう。それは豫算の内容を國家の  
の收入を明らかにする意味においては  
つきり立てていくのが至當ではあると  
存する次第であります。さしあたり  
といたしまして、いろいろ推測困難な  
ことがありますので、立てなかつた次第で  
御諒承願いたいと思います。

般に對する百億と、これが豫算的措置を講じておることは御説の通りであります。この兩者は性質が全然違つてゐるのでありますて、二百十億圓の方の豫算は、これは今度この補償特別法によつてまして戰時中の政府の債務は原則として打ち切るということになつた、その場合の例外といたしまして保険についてたとえば個人につきまして戰争保険の五萬圓以上は打ちつてしまふけれども、それを出ない額は効力を存續する、その際におきまして、これを保険會社が支拂う力は自力ではございませんから、政府がともかくも補償をするという關係から二百十億という數字が出でておるのであります。この根據は戦時補償特別法と違いまして、金融機關再建整備法というのがあります。これは金融機關經理應急措置法、それから金融緊急措置令この三者が一體となつておられます。それは現在――現在というか八月十一日現在におきまして、われく國民が持つておるところの一切の預貯金――保険金もその中にあります。それは第一封鎖預金と第二封鎖預金において、第一封鎖預金は國民の零細なる貯蓄額だけを第一としておるわけであります。それにつきまして第一封鎖預金と第二封鎖預金にわけまして、第一封鎖預金は國民の新勘定において支拂いができるないという際におきましては、その差額を國家において補償する、そうしてその支拂いを確保してやろう、かよくな措施なのであります。全然別個なんですが

す。その関連を申し上げれば三百十億という保険会社に對するこの補償の方は、ほんとうなら國家に對する請求權をもつておるから全部しなければならぬわけであります。それを一部補償してやろうという關係になります。それから金融機關の方は、これは國家には關係はないのです。銀行に對するわれわれ國民の預貯金を國家が支拂いを一部確保してやろう。こういう全然筋の違つたものであります。この金融機關の方の百億圓は、その法的根據は金融機關再建整備法の中に掲げてあります。それに基いて豫算に計上してあります。かようなわけになるのです。金融機關に對する預貯金、その中には保険金も含まつておるわけであります。二百十億圓補償をいたしましてそして保険金の請求権者がたとえば五萬圓の保険金が政府の補償によつて保険会社からとれる、そのときはまた別の金融機關再建整備法によりまして、やはり第一封鎖預金第二封鎖預金にわかれまして、そうして零細なる額につきましては、金融機關再建整備法によつてその支拂いが補償されるといふ關係になります。これは全然別個のものであります。まして、金融機關に對する補償とするわけです。これは全く別個のものであります。そこで同一に論ずるわけにいかぬ性質のものであります。

社に對してもしこの保険が支拂うのがで  
きぬ場合においては、政府がその支拂  
いを補償するのだ、もうすこしつつも  
んで言えれば、いわゆる政府が再保険者  
の立場においての補償をしてやるのだ  
こういうふうな意味でありますて、こ  
れはもちろん戦争を前提としておると  
ころの債務であるといふ點において何  
ら變りはない。しかもこの保険の場合  
においても、これは一つの金融機關と  
して見ておられるということはこれは  
もう明らかな問題でありますて、そ  
してみれば、この二つの間に區別する  
理由は何ものもないじやないか。こう  
いうふうに考えてみますと、殊に保険  
の場合においてもこの戦争中におい  
ても損害を生じた。それに對しては大體  
保険會社がまず銀行の特殊預金の形に  
おいて拂いもどしをしておつた。こう  
いうようなものを補償する建前になる  
わけであります。結局においてこの二  
つのものの間にほとんど區別がつかな  
いじやないか。そうしてみればそれを  
區別して、その百億圓の金を突破して  
二百億も新しく出しておるといふことは、  
とは、言いかえますと、あのときの見込  
みが違つたのじやないか。もし見込み  
が違つたとするならば、あらためてこ  
れに對する法律的措置を講ずる必要が  
あるのではないか。こういうふうに考  
えるわけでありますと、その點につい  
てもう一度説明していただきたいと思  
ひます。

卷之三

にもそういうことがあると思います。これはごらん願いたいと思いますが、これは政府が保険會社に補償しまして、この補償あることによつてわれく國民は保険會社に對してその補償された額だけの支拂いを獲得する力ができてきたわけなのであります。それから百億圓の系統の方は、もとより政府には關係なく、われく國民が金融機關に對してもつておる預貯金の問題なのであります。でありますから強いて兩者政府の補償によつて初めて國民が保険會社からされることになつたのであります。そこで百億圓の方の系統の對象になる預貯金と同じ地位に立つたわけであります。兩者はさうような關係はありませんが性質はまつたく別で、一は國家に對する請求權を國家がある程度において補償してやる。もう一つは國民が各金融機關自體に對して國家に關係なくもつところの請求權を國家が確保してやる。さような根本的な違いがあるしかも兩者は法的根據も違います。

金額においても當時法案の御審議をうとき御説明申し上げた通りであります。さようこの性質が違うというこ

○中崎委員 この性質が違うといふことは、私は同意しかねるのである。ところが政府がこれを補償したのだから貸出ししろ。そういう命令で銀行が金を貸しておる。その意味においては、何ら區別はないと思ひますが、ただ問題は金融機關といつても、この

保険といふ損害を補償するといふふうな意味においての、その業態そのものに對する區別それから金融機關といふても、銀行を中心としたところの資金に対する補償あることによつてわれく國民は保険會社に對してその補償された額だけの支拂いを獲得する力ができてきたわけなのであります。それから百億圓の系統の方は、もとより政府には關係なく、われく國民が金融機關に對してもつておる預貯金の問題なのであります。でありますから強いて兩者政府の補償によつて初めて國民が保険會社からされることになつたのであります。そこで百億圓の方の系統の對象になる預貯金と同じ地位に立つたわけであります。兩者はさうような關係はありませんが性質はまつたく別で、一は國家に對する請求權を國家がある程度において補償してやる。もう一つは國民が各金融機關自體に對して國家に關係なくもつところの請求權を國家が確保してやる。さような根本的な違いがあるしかも兩者は法的根據も違います。

○福田委員 その通りであります。

○中崎委員 さうしますと、これが支

付する納稅者は、金融機關が當事者で

ある場合もありますが、これは一般的の

他の人の場合が考へられてゐるの

ではないかと思います。その際には金

融機關には何らの關係はないわけであ

ります。それから金融機關が産業資金

を融資するというようなことで手もと

がつまるという際に、金融機關が日本

銀行から金を借りるというようなこと

はあり得るわけであります。しかしな

がらそのあり得るということも、今まで

あります。しかしながら一應の資金融

通のわくを考えてみますと、來年度に

けたところの會社、既に銀行から金を

借りておられるわけですね。その場合に

おいてまず自分自身に手もとの預金が

ないという場合においては、當然これ

は銀行で借入れるが何かの處置を講ぜ

なければならぬ。そうしますと、その際

においては借入れるためにはこの公債

でもつて――金融機關には相當公債を

返りとして金を借りるというような場

合が考えられるのじやないか。さらに

第一封鎖を拂出しだす場合においても

今は金融機關としては預金の範圍で

今度は金融機關としては預金の範圍で

貯いますけれども、もちろん自由預金

の十分でない現在においては、この公

債を利用する借入に使うおそれがある

のではないか。そういうことをお尋ねしたい

のであります。

○福田委員 戰時補償特別税を納

付する納稅者は、金融機關が當事者で

ある場合もありますが、これは一般的の

他の人の場合が考へられてゐるの

ではないかと思います。その際には金

融機關には何らの關係はないわけであ

ります。それから金融機關が産業資金

を融資するというようなことで手もと

がつまるという際に、金融機關が日本

銀行から金を借りるというようなこと

はあり得るわけであります。しかしな

がらそのあり得るということも、今まで

あります。しかしながら一應の資金融

通のわくを考えてみますと、來年度に

けたところの會社、既に銀行から金を

借りておられるわけですね。その場合に

おいてまず自分自身に手もとの預金が

ないという場合においては、當然これ

は銀行で借入れるが何かの處置を講ぜ

なければならぬ。そうしますと、その際

においては借入れるためにはこの公債

でもつて――金融機關には相當公債を

返りとして金を借りるというような場

合が考えられるのじやないか。さらに

第一封鎖を拂出しだす場合においても

今は金融機關としては預金の範圍で

貯いますけれども、もちろん自由預金

の十分でない現在においては、この公

債を利用する借入に使うおそれがある

のではないか。そういうことをお尋ねしたい

のであります。

○福田委員 ただいまのところ國

家總合計畫の見地から資金計畫を立て

て、各個人にはその公債は直接には渡

りません。従いましてインフレには直

接の關係はないのです。

○中崎委員 一應政府は戰時補償を受

保険といふ損害を補償するといふふうな意味においての、その業態そのものに對する區別それから金融機關といふても、銀行を中心としたところの資金に対する補償あることによつてわれく國民は保険會社に對してその補償された額だけの支拂いを獲得する力ができてきたわけなのであります。それから百億圓の系統の方は、もとより政府には關係なく、われく國民が金融機關に對してもつておる預貯金の問題なのであります。でありますから強いて兩者政府の補償によつて初めて國民が保険會社からされることになつたのであります。そこで百億圓の方の系統の對象になる預貯金と同じ地位に立つたわけであります。兩者はさうような關係はありませんが性質はまつたく別で、一は國家に對する請求權を國家がある程度において補償してやる。もう一つは國民が各金融機關自體に對して國家に關係なくもつところの請求權を國家が確保してやる。さような根本的な違いがあるしかも兩者は法的根據も違います。

○福田委員 戰時補償特別税法には金額は書いてありません。當時説明

いたしまして、大體その金額は二百億

ぐらいになるということを御諒承願い

たと思想います。

○中崎委員 次に百億圓に對しまして

は――百億圓もそうでしょ、ある

いは二百十億圓もそうであるかと思いま

すが、多分これは公債をもつて支給

されるものだと思いますが、その通り

かどうかを伺いたい。

○福田委員 その通りであります。

○中崎委員 次に百億圓に對しまして

は金額は書いてありません。當時説明

いたしまして、大體その金額は二百億

ぐらいになるということを御諒承願い

たと思想います。

○中崎委員 戰時補償特別税法には金額は書いてありません。當時説明

いたしまして、大體その金額は二百億

ぐらいになるということを御諒承願い

たと思想います。

○中崎委員 さうしますと、手許資金

をもつて十分に貸出をなし得る場合、

まず資金化するといふことはなか

りません。いつまで預金の範圍で

貯いますけれども、もちろん自由預金

の十分でない現在においては、この公

債を利用する借入に使うおそれがある

のではないか。そういうことをお尋ねしたい

のであります。

○福田委員 戰時補償特別税を納

付する納稅者は、金融機關が當事者で

ある場合もありますが、これは一般的の

他の人の場合が考へられてゐるの

ではないかと思います。その際には金

融機關には何らの關係はないわけであ

ります。それから金融機關が産業資金

を融資するというようなことで手もと

がつまるという際に、金融機關が日本

銀行から金を借りるというようなこと

はあり得るわけであります。しかしな

がらそのあり得るということも、今まで

あります。しかしながら一應の資金融

通のわくを考えてみますと、來年度に

けたところの會社、既に銀行から金を

借りておられるわけですね。その場合に

おいてまず自分自身に手もとの預金が

ないという場合においては、當然これ

は銀行で借入れるが何かの處置を講ぜ

なければならぬ。そうしますと、その際

においては借入れるためにはこの公債

でもつて――金融機關には相當公債を

返りとして金を借りるというような場

合が考えられるのじやないか。さらに

第一封鎖を拂出しだす場合においても

今は金融機關としては預金の範圍で

貯いますけれども、もちろん自由預金

の十分でない現在においては、この公

債を利用する借入に使うおそれがある

のではないか。そういうことをお尋ねしたい

のであります。

○福田委員 ただいまのところ國

家總合計畫の見地から資金計畫を立て

て、各個人にはその公債は直接には渡

りません。従いましてインフレには直

接の關係はないのです。

○中崎委員 一應政府は戰時補償を受

けたところの會社、既に銀行から金を

借りておられるわけですね。その場合に

おいてまず自分自身に手もとの預金が

ないという場合においては、當然これ

は銀行で借入れるが何かの處置を講ぜ

なければならぬ。そうしますと、その際

においては借入れるためにはこの公債

でもつて――金融機關には相當公債を

返りとして金を借りるというような場

合が考えられるのじやないか。さらに

第一封鎖を拂出しだす場合においても

今は金融機關としては預金の範圍で

貯いますけれども、もちろん自由預金

の十分でない現在においては、この公

債を利用する借入に使うおそれがある

のではないか。そういうことをお尋ねしたい

のであります。

○福田委員 ただいまのところ國

家總合計畫の見地から資金計畫を立て

て、各個人にはその公債は直接には渡

りません。従いましてインフレには直

接の關係はないのです。

○中崎委員 一應政府は戰時補償を受

けたところの會社、既に銀行から金を

借りておられるわけですね。その場合に

おいてまず自分自身に手もとの預金が

ないという場合においては、當然これ

は銀行で借入れるが何かの處置を講ぜ

なければならぬ。そうしますと、その際

においては借入れるためにはこの公債

でもつて――金融機關には相當公債を

返りとして金を借りるというような場

合が考えられるのじやないか。さらに

第一封鎖を拂出しだす場合においても

今は金融機關としては預金の範圍で

貯いますけれども、もちろん自由預金

の十分でない現在においては、この公

債を利用する借入に使うおそれがある

のではないか。そういうことをお尋ねしたい

のであります。

○福田委員 ただいまのところ國

家總合計畫の見地から資金計畫を立て

て、各個人にはその公債は直接には渡

りません。従いましてインフレには直

接の關係はないのです。

○中崎委員 一應政府は戰時補償を受

けたところの會社、既に銀行から金を

借りておられるわけですね。その場合に

おいてまず自分自身に手もとの預金が

ないという場合においては、當然これ

は銀行で借入れるが何かの處置を講ぜ

なければならぬ。そうしますと、その際

においては借入れるためにはこの公債

でもつて――金融機關には相當公債を

返りとして金を借りるというような場

合が考えられるのじやないか。さらに

第一封鎖を拂出しだす場合においても

今は金融機關としては預金の範圍で

貯いますけれども、もちろん自由預金

の十分でない現在においては、この公

債を利用する借入に使うおそれがある

のではないか。そういうことをお尋ねしたい

のであります。

○福田委員 ただいまのところ國

家總合計畫の見地から資金計畫を立て

て、各個人にはその公債は直接には渡

りません。従いましてインフレには直

接の關係はないのです。

○中崎委員 一應政府は戰時補償を受

けたところの會社、既に銀行から金を

借りておられるわけですね。その場合に

おいてまず自分自身に手もとの預金が

ないという場合においては、當然これ

は銀行で借入れるが何かの處置を講ぜ

なければならぬ。そうしますと、その際

においては借入れるためにはこの公債

でもつて――金融機關には相當公債を

返りとして金を借りるというような場

合が考えられるのじやないか。さらに

第一封鎖を拂出しだす場合においても

今は金融機關としては預金の範圍で

貯いますけれども、もちろん自由預金

の十分でない現在においては、この公

債を利用する借入に使うおそれがある

のではないか。そういうことをお尋ねしたい

億圓になりました。それがもう一息となりますが、國家の大體の計畫上の必要量は充足できるというわけであります。私ども政府當局としては、二月は八十億圓というのであります。資金をぜひ獲得いたしたいというふうに考えておられます。この百億圓といふものができませんと、おつしやる通りこれはただいまの計畫を推し進めるにいたしますと、相當の躊躇がくる窮屈になるさような状況でござります。

○中崎委員 それでは銀行局長に對しましては、大體これで打切りたいと思います。それからもう一つ主税局の方で豫算課稅の問題についてお尋ねしますが、これは申告納稅制度になつておるわけであります。今日のごとく經濟界が非常に浮動である。従つて起伏が激しい。それで各人々の根據の移動の状況も殊にほげしいといふふうな状態において、いかにしてこの納稅の申告を、これは良心的に申告してくれば申し分ないわけであります。どういふことはその多くを期待し得ないのではないか、こういうふうな前提のもとにこの納稅の申告人並びに納稅の所得の内容といいますが、正確を期する意味においての金、物、所得こういう面をいかにして捕捉されるかということについて御説明願いたいと思ひます。

方法に對して一般の民衆を馴致していきますならば、當然わが國といえども申告納稅制度に十分成功するということがあります。それで豫算の見積りの非常に困難であることは、これはわれくも承知いたしておるのであります。豫算という言葉が必ずしも適當でないかもわかりません。要するに一年間を四期にわけてその三箇月ごとの實績、それによつて一年間の累進率すなわち給料にいたしましても一年間の累進税率といふものを考えて月別に納める。それと同様に事業所得につきましても、前年の實績その他によつて季節的變動を考慮に入れ、合理的に一年間を推算して、三月づつに納めていく言いかえれば、その三月間ごとの實績に應じて納めていくのだというふうにお考え願つた方が、實際に適合しておると私は考えます。また申告納稅制度につきましても、從來やはり申告はさせておるのを許可決定するといふような建前であつたのであります。が、今回は申告と一緒に税金も納めていただくということになりますと、やはり申告に對して相當な熱意、注意を喚起することに相なると思います。またその申告期前にはよほどいろいろな業者の團體あるいは市町村を通じまして、税務署としては相當指導してまいらなければならぬと思います。それからしばしばお詫のありました新圓階級等につきましては、重點的にその期ごとに、もと豫算申告の出ておりますものがあまり、不當なものであるという場合には

かりに更正決定する、というような方法も設けられており、われくへといたし  
ましても、重點的にその季節、たとえ  
期事業に對して特に指導するとともに  
もしい加減の申告だといふような場  
合には、どんくへ更正決定していく、  
すべての業態にわたりまして年中指導  
して歩く、從來と違つて一月から三月  
あるいは四月、その間に一年間の所得  
をずっと調べて、それでどんくへ決定  
していく、という行き方でなしに、年中  
指導して歩く、また間違つておる、あ  
るいは申告をしていないというものに  
對してどんくへ更正決定なり認定決定  
をしてやつていく。もしあまりにもそ  
れで足りない部分で申告がうまく出な  
い、というような場合でござりますと、  
最終申告のあとで今年の増加所得税と  
同様な氣持で全部更正決定をやるとい  
うようなことでいけば、少くとも從來  
の所得税と本年の増加所得税、この二  
つを兩方併せてだけの効果は少くとも  
あるわけでござります。しかしもちろん  
みずから申告納税するというのが理  
想でありますから、その點については  
われくへは何としても指導していくつて、  
ただいま申し上げましたのは最悪の場合でござりますが、財産税その他の  
申告納稅の状況から考えましても、必  
ずしもい加減な申告ばかりというこ  
とは私はないと考えております。また  
勤勞所得につきましては、御承知のよ  
うに、人數は六百萬からの納稅人員が  
あるのであります。これは皆會社で從  
業者が百五、六十萬、農業所得者等が

三百萬、全部入れましても五百萬といふ程度でございますから、私は相當指導して歩き得る。また最悪の場合にはただいま申し上げましたような傳家の寶刀と申しますか、そういうものについて、最後的には十分確保できる。ただ行き方としては、なるべく民主的に民衆の自覺を促していく、そうして理想的な納稅形態にもつていくということをいたしたいというふうに考えておる次第であります。

○中嶋委員 次に山林所得に関する課稅の問題であります。これは一時の山林所得に對しては、一年の總收入から必要經費を引いて、そうしてその殘額の二分の一を控除して課稅するということになつておるわけであります。これは現在の山林に對する實情から見て著しくその課稅が寛大ではないか、こういうふうに考へるわけでございます。同じ不動產所得にしましても、家屋なんかを賣らなければならぬなどいふうな場合には、多くこれは實際において行き詰つた人が多い。家屋なんかは戦災などにかかつておる關係上そぞまとまつてもつておるといふ人は考えられないわけであります。この山林所得に對しましては、相當に大きな山をもつておる人々、あるいはそれでなくとも、とにかく相當の所得のある階級だと考えなければならぬわけであります。そういう意味において、山林所得に對して二分の一の控除はあるに大き過ぎはしないか。殊に勤勞所得のごときは、長い間、何十年間か自分の血と汗とをもつてようやくかち得たなんばかの金に對して課稅される。しかも現在のインフレ状態においてあぶく金がもうかるというような山林所得に對しても、同じような扱いをされる

○前尾政府委員 山林所得の課税につきましては、いろいろ行き方があるのじやないかと思います。現状におきまして、山林が一時的な所得であるといふことは全般の山林經營の現状から見ますと、やむを得ないことであります。それ中には年々伐採して年々所得を得るという人があるのでござります。それらにつきましては、今度は逆に、山林所得につきまして、賣れた当時の收入金から必要経費——と言つてはもうずつと以前の、ほとんど経費のかからぬづた程度の、實際に支出した必要経費を引いております。年々課税するという場合でありますと今度は植林費をするといふ場合には、植林費を相當考えていいのが非常に小さいものになるのであります。その代りただいまのよう必需経費を控除する、半額に課税する必要はないということに相なるかと思うのであります。またしかし日本の現状で申し上げますと、山林所得の年々ある人はもうごく少數でございまして、大部分は伐採の適齢期が三十年とか四年に一回というのでござりまするが、それらを考えていきますと、退職所得その他と區別する必要はないと思えておるのでござります。もちろん退職所得につきましては、あるいは他の資産所得と違つておる點があるかとも思つたのでありまするが、年々の給料によ

して基礎控除その他のすべて控除されてしまつておる。その上積みになつてゐるわけでありますので、すべての所得の均衡から考えまして、皆一律に五割の控除といふのが實際におきましては、簡明でありますし、また實情にも適合しておる。殊に山林所得につきましては、最近は増伐の關係もあり、増伐關係のものにつきましては、輕減したり、いろいろなことをやつておるのであります。それらの複雑な手續はかえつて實効を伴いません。それで山林増伐その他の點から考えますと、やはり同様に取扱つていく。殊に從來の、單にその所得に對する分類所得税だけを課税するのと違いまして、ほかに所得があれば、ほかの所得をすべて合算して累進税率を適用していくわけになります。從來のように個々の所得によつて違つた税率を盛り、あるいは控除割合を考えるということは不適當だとわれわれ考えるのであります。大陸においてわれわれが一時的所得と考えておりますものは、二年になつて、三年になつて邊というのではなくて、少くも二十年に一回といふようなものばかりでございます。従いまして、それらを全部總合いたしまして、その年のほかの所得とも總合する代りに、半額だけ控除する。そうして合わせて現在の超過累進税率を適用するというのが一番簡明であり、實際に適合しておる。思ひ切つた制度ではありますが、われわれとしてはこれが理想だといふうに考えて採用した次第であります。

いろいろあるわけであります。いずれも間ほんの一寸、二寸づつ伸びていくのを楽しみにやるものであるということは事實でありますけれども、はたしてそうであれば、それだけの堅實性をもつたところの價格であるかと言えば、今日は著しくそこに大きな開きがあるわけであります。その開き、すなわちその差額によつてもうけておるところのものを、半分もねこばをきめると、言ひますと、いま込ますというよくなつとは、これはどうしてもわれくの納得のいかない點であります。言ひがえますと、住宅、家屋といふようなものの對象にするということはどうかと思になりますと、自分の住む家も賣らなければならぬ。こういうふうなものに對して、その差額までことごとく課税相當大きなまとまつた金額において利益を得するというのが大部分の實例である。林のごときものにおいては、相當餘裕のある所の階級であり、しかも激烈の對象にするということはどうかと思ひますけれども、少くともこうした山林のごときものにおいては、相當餘裕別に容赦する必要はないのじやないか。言ひかえれば、普通の事業所得を得するというものが大部分の實例であるわけでありまして、この點については、同じような氣持において課税していいのじやないか。こういうふうに考へるわけであります。今の溢伐後ににおけるところの植林の問題については、これほゆしい國家問題ではありますけれども、これは別に稅金をなんぼか安くしてやつたからそれで餘分に植林をして、この見地から見れば、私は課稅の程度をしないというふうな、そんな單純なものではないと思うわけであります。ある程度の相違くらいは、別に問題じやない。こういうふうに考えてみます

いので、ござりますので、一律に五割  
ということにいたしたい次第であります。  
**○中崎委員** これで質問を切りま  
す。  
**○金光委員長** これにて質疑は終了い  
たしました。明後二十四日午前十時よ  
り討論の上採決いたしたいと思いま  
す。本日はこれにて散会いたします。

○中崎委員 これで質問をす。  
○金光委員長 これにて質疑いたしました。明後二十四日より討論の上採決いたしたいとす。本日はこれにて散會いす。午後五時十四分散會

一律に五割  
打切りま  
たします。  
疑は終了い  
午前十時よ  
うと思いま